

『経済学批判要綱』における貨幣論(二)：貨幣の形態諸規定の展開を中心として

深町，郁弥

<https://doi.org/10.15017/4403379>

出版情報：経済学研究. 31 (1), pp.55-103, 1965-04-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



『経済学批判要綱』における貨幣論(二)

——貨幣の形態諸規定の展開を中心として——

深 町 郁 弥

目 次

- 一 は し が き
- 二 『要綱』以前の貨幣論
——本質規定と形態諸規定での限界性——
- 三 貨幣の本質規定の確立
- 四 貨幣の形態諸規定の展開方法についての若干の予備的考察
- 五 価値尺度と流通手段〔以上『経済学研究』第三〇巻第二号〕
- 六 「第三規定」での貨幣（貨幣としての貨幣）
- 七 世界貨幣と国民的流通での貨幣の「特殊の実存諸形態」〔以上本号〕
——国民的な価値の尺度標準と鑄貨・価値章標——
- 八 蓄藏貨幣と支払手段〔以下別号〕
- 九 む す び

六 「第三規定」での貨幣（貨幣としての貨幣）

(一)

価値尺度、流通手段としての貨幣の形態規定性に対応し、それに続く「単純流通」での貨幣の「第三規定」は、「貨幣としての貨幣」ともいわれ、貨幣の単純な形態規定性としては「最高の段階」に達している。それは単純な形態規定としては蓄蔵貨幣、支払手段、世界貨幣というその实在諸様式ないしは形態規定を包摂し、それらの展開の出発点であるとともに、資本への移行、「単純流通」での「一般的・抽象的規定」から「ブルジョア生産の内部的仕組み」への移行の媒介をなすという意味で、経済学体系上重要な位置を占めている。ここでの目的は、マルクスの叙述に即して、このような「第三規定」での貨幣がどのような論理的手法によって措定されるにいたるかを示し、そのようにして措定された「第三規定」での貨幣の独自の性格を明らかにすることである。このばあい、問題の重要性和困難さは、こうした単純な貨幣の形態規定としての「第三規定」での貨幣が「資本としての貨幣」の規定性と関連せしめられていることにある。たとえば次のような要約に示されている。

「貨幣の第三規定は、その完全な発展においては、最初の両規定を想定しており、それらの統一である。したがって貨幣は流通からぬけ出している。……貨幣がその自立した存在で流通から出てくるかぎり、貨幣はその存在そのもので流通の結果としてあらわれる。つまり貨幣は、流通を通して自分自身と結合する。こうした規定性のうちに、資本としての貨幣の規定性が潜在的に保持されている。」(Gr. SS. 129~30. 邦訳 I、一三六~七ページ)

このような叙述は、具体的には、「第三規定」での貨幣を、先行する流通手段としての貨幣の形態規定にさいしてなされていた「流通」の形態把握 $W-G-G-W$ にたいして、 $G-W-W-G$ というもうひとつの形態を対置し、そこ

で貨幣が「自己目的」としてあらわれる、ということから展開している。

「流通の一契機は、商品が貨幣を通じて商品と交換されることである。だが同様にもう一つの契機が生じる。

すなわち商品が貨幣と交換され貨幣が商品と交換されるということだけでなく、それと同様に貨幣が商品と交換され商品と貨幣が交換されることである。したがって貨幣は商品を通じて自分自身と媒介され、自分自身とその流通のうちで一致する統一としてあらわれることである。このようにして貨幣は、もはや手段としてではなく、流通の目的としてあらわれる（たとえば商人層におけるように）（商業一般において）。もしも流通が不断の交替として考察されるばかりではなく、自己自身のうちにえがく循環において考察されるならば、こうした循環は二重なものにあらわれる——すなわち、商品—貨幣—貨幣—商品、他方、貨幣—商品—商品—貨幣である。」（Gr S. 116. 邦訳 I、一二〇ページ）

だがこの「流通」の形態はただちに資本の運動を示す循環の形態 $G-W-W'-G'$ ($G-W-G'$) であってはならない。そこまで行ってしまえば、「単流純通」の段階は乗越えられてしまうことになる。たしかに、形態 $W-G-G-W$ は、「循環」の始点での商品と終点での商品とは「価格としては等価物であるけれども」、質的に使用価値として異なるという点で意味をもつ。だが形態 $G-W-W-G$ では「循環」の始点と終点は同質の貨幣であるから、「反対に、量的な区別が生じ、少量の貨幣が多量の貨幣にとりかえられ、買ったより高く売ることがないならば、貨幣を貨幣と交換するのは意味がない。」（Gr S. 116. 邦訳 I、一二二ページ）こう主張することもできる。だがマルクスは、こうした「貨幣の資本への転化」、現実の資本としての機能に先立って、「単流純流通」の論理段階において、「流通」の形態把握 $G-W-W-G$ の、 $W-G-G-W$ と対比されうる質的規定性を措定しようとするのである。「利潤の範疇についてはわれわれはまだ闡説するところまできていないのである。」（Gr S. 116. 邦訳 I、一二二ページ）「…商業の成立する根拠

をなし、またそれゆえに拡がりからしても流通の主要現象をなすところのこの過程が、一般に可能であるためには、貨幣—商品—商品—貨幣という循環が流通の特殊形態として認められねばならない。貨幣が商品のたんなる交換手段として、中間項として、結論の小前提としてあらわれる形態との区別は特有のものである。循環は純粹に質的な形態、その特有な運動において区別されなければならない。(Gr. SS. 116~7. 邦訳 I、二二ページ、傍点—引用者)

このように「流通」をとらえる「循環」の一つの形態 $G-W-W-G$ が「特殊形態」たることの把握、その質的規定性の展開が、『要綱』でマルクスが自らに課した「第三規定」での貨幣の展開にさいしての中心的な問題であった、ということが出来る。この点⁽¹⁷⁾は、『要綱』が『経済学批判』や『資本論』と、その叙述の様式において区別される一つの重要な点と考えることができるようである。周知のように『資本論』ではたんに「貨幣としての貨幣」の單純な規定性だけが、蓄藏貨幣、支払手段、世界貨幣の展開に先行していわば序論的に示されているに止まっている。『経済学批判』においては、形態 $W-G-W$ に、もう一つの形態 $G-W-G$ を形式的に對置し、 $W-G-W$ の結果たる貨幣が $G-W-G$ の「出発点」をなすことを指摘したのち、「販売するために購買する」という公式に $G-W-G$ を翻譯するならば、ただちにブルジョアの生産の支配的形態がそこにみとめられる」、あるいは「貨幣と商品という形態のもとに、よりいっそう發展した生産諸關係を秘めているのであって、單純な流通の内部ではより高度の運動の反映であるにすぎない。だからわれわれは流通手段と區別しての貨幣を、商品流通の直接的形態 $W-G-W$ から展開しなければならぬ」(Zur Kritik, SS. 123~30. 国民文庫、一四九~五〇ページ) というかたちで、問題の限定を行なうためにだけ言及しているにすぎない。一般的にいえば、後続の二著においては、さきに指摘しておいた、「貨幣としての貨幣」||「第三規定」での貨幣の、先行の二つの形態規定と區別される独自の性格の強調が、それらの基調をなしている、といえるようである。これにたいし

て『要綱』の叙述は、後述するように、そうした点の展開をふくんではいるが、それに先立って「第三規定」での貨幣の形態規定が、どのような社会的関係、運動の形態化、物化であるかが示されている。換言すれば、それに対応する流通の具体的考察を媒介として措定されているのである。それは、価値尺度、流通手段の形態規定の展開にさいして強調しておいた、「流通」をかたちづくる生産者個人相互間の社会関係の「結晶化」、物化としてそれらの形態規定の措定を行なう、というマルクスの手法の基本線に沿ったものにはかならない。こうした基本線に沿う展開が、以下の叙述においてはじめに取扱う問題である。

(17) 本文でのべたところは $W \rightarrow G \rightarrow W$ にたいして $G \rightarrow W \rightarrow G$ を「特殊な形態」として認めること、そのさいそれはまただちに資本循環 $G \rightarrow W \rightarrow G'$ ではないということである。右の二つの形態をたんに形式的に対立させるだけでは、後の形態 $G \rightarrow W \rightarrow G$ はまさに、「たんに恣意的な無意味な抽象」(Gr S. 116. 邦訳 I、一二二ページ)でしかありえず、「循環」が貨幣 G からはじまるか、商品 W からはじまるかは、論理的には確定できない。「たんなる流通として考察すれば、出発点としての点を確定するためにどの点をつかむかは、どうでもよいはずである。」(Gr S. 116. 邦訳 I、一二二ページ)だから以下、明らかにすべきことは、各個別の取引において「利潤」が生じるか生じないか、(Gr S. 116. 邦訳 I、一二三ページ)といったことは一応措いて、これより先に貨幣が「第三規定」において「自己目的」としてあらわれうるためには、それに対応する「流通」がどのような関係をふくむものとして想定されているか、ということである。これによって $G \rightarrow W \rightarrow G$ の「特殊形態」たることの根拠があたえられることになる。『要綱』ではこの点に多くの叙述がさかれているのである。一般的にいつて、マルクスが $G \rightarrow W \rightarrow G$ ($G \rightarrow W \rightarrow G$) を $G \rightarrow W \rightarrow G'$ と区別して、それに先立って問題とする理由は理解されているとはいい難い。大島雄一氏は、『資本論』での「資本の一般的範式」での展開について、「そのなかでの論理の運びの軸をなしているのは貨幣循環 $G \rightarrow W \rightarrow G$ である。これは……独自の区別のある「商品流通の」第二の形態」とされ、『資本に生成』すべき流通形態とされるのであるが、これがなであるかは、マルクスは明示的に説明してはいない。」それは「資本流通 $G \rightarrow W \rightarrow G'$ を純粹に形態的側面だけで抽象したものとみることができよう。」(大島雄一『価格と資本の理論』、二四八〜九ページ、傍点―引用者)といわれている。ちな

みに一言しておけば、後述するように(注(24))、 $G-W-G'$ の形態の展開をただちに前期的商業による $G-W-G'$ としてその意味をとらえようとする考えが非常に多く存在する。『資本論』体系の展開については、こうした見解と対蹠的な立場、いわゆる「社会的再生産」視角を主張される大島氏も、『要綱』の叙述についてはそうした理解を示されている(同書、二五一ページ、注(17))、同「経済学体系と資本主義」——いわゆる宇野理論への一批判『経済科学』第九卷第一号、七〇〜一ページ)。

(18) 『要綱』での形態 $G-W-G$ の「流通」の「特殊形態」としての意義づけは、「 ϕ 」富の物質的代表物としての貨幣(貨幣の蓄積。その前になお契約の一般的素材としての貨幣、その他)という見出しで、それまでの叙述と分けられた新たなパラグラフで展開されていると見ることができ(Gr S. 117, 邦訳 I, 一二三ページ)。すでにそこにいたるまでの叙述でマルクスは価値尺度、流通手段の形態規定の展開を一応行ない、本文で引用したような「第三規定」での貨幣の形態規定へと移行している。だがまだそこでは指摘したような問題の提示で終わっている。新たなパラグラフでは、ふたたび、尺度、流通手段の形態規定に含蓄される内容の反省を行なうが、そのばあい「流通」がたんにそれまでのように孤立的に生産過程から切離して論じられるのではなくて、社会的生産過程を構成する「一契機」なるがゆえに、そのようなものとして、単なる交換と区別してあらわれることが強調され、それを媒介として、「特殊形態」を成立せしめる根拠が提示されている、と考えてよいようである(内容については後述)。念のため前もって一言しておく。

(二)

問題は、まず、「第三規定」での貨幣の指定が関連せしめてとかれる「流通」の形態 $G-W-W-G$ が成立しうるためには、どのような前提が必要か、ということである。われわれは『要綱』におけるマルクスの思惟の過程を追うことからはじめなければならない。それは、すぐれて「第三規定」での貨幣が、価値尺度と流通手段の両形態規定を「想定」し、それらの「統一」である、という規定の仕方に関連する。前節までに到達したところでは貨幣の形態諸規定とそれに対応する「流通」の規定は次のようなものであった。

貨幣の本質規定——成立の必然性・展開の出発点は、商品に内的に統一されている交換価値と使用価値の二重性格である。貨幣は交換価値を代表し、商品是使用価値性格を前面にあらわす。商品は、したがって、交換価値としては、その使用価値によって規定された「特殊な交換価値」ではない。そこで貨幣の形態規定へ移行するわけであるが、私的所与と社会的分業のもとで生産された私的な「特殊な交換価値」たる商品は、まず「貨幣にふたたび等置され」、「貨幣として表現される。」「貨幣という規定性におかれた交換価値は価格である。」(Gr S. 104. 邦訳 I、一〇九ページ)この価格の規定性において、私的に生産された商品は、交換価値として相互に通約、比較されることが可能となる、つまり社会的規定を受けとった、ということが出来る。こうした過程で、貨幣は「交換価値の単位としての、……その一般的な比較点としての」(Gr S. 121. 邦訳 I、一二七ページ)規定で、すなわち価値尺度の規定であらわれたわけである。

商品「流通」はたんなる生産物の交換とは区別されねばならず、したがって商品「流通」によって措定される流通手段はたんなる交換手段ではない。「流通」はその「全体」としては、 $W-G, G-W$ という二つの行為がたがいに結合している不断の更新の過程 $W-G-G-W$ としてあらわれる。たんなる生産物交換と区別される「流通の本質的規定は、それが交換価値(生産物または労働)を流通させることである。」そしてそのために必要な条件は、「第一に、商品が価格として前提されること。第二に、個々の交換行為ではなくて、交換の範囲、交換の総体が不断に流動しており大なり小なり社会の全表面に及んでいること。つまり交換行為の体制があること」(Gr S. 103. 邦訳 I、一〇七・八ページ)である。こうした「流通」の規定を媒介として流通手段の形態規定が措定されたのである。だからさらに補足すれば、この「流通」の規定には次のような商品生産の基本的規定が含まれている。

「交換価値の実現としての流通には次のことがふくまれている。(1) 私の生産物は、それが他人のためのものである

かぎりでのみ生産物であること。したがって止揚された個別的なものであること。(2) 私の生産物は、譲渡されて、他人のための生産物となっているかぎりでのみ、私にとって生産物であること。(3) 他人がみずから彼の生産物を譲渡するかぎりでのみ、他人にとっての生産物であること。すでにこのことのうちに(4) 生産が、私にとって自己目的としてあらわれず、手段としてあらわれる、という意味がふくまれている。(Gr. S. III. 邦訳 I、一六ページ)

この一節は「流通」が不断の更新の過程として、「運動」としてあらわれるには、その基底にどのような生産の体制が存在することが必要であるか、ということを変えて問題にしているのである。ところで、貨幣が流通手段として措定されるのは、「流通」が不断の更新の過程としてあらわれるからである。だが「流通」がそのようなものとしてあらわれるのは「更新の諸契機」が外部から、生産からあたえられるからである。「流通は、それ自体のうちに自己更新の原理をふくんでいない。更新の諸契機は、流通にとって前提されているのであって、流通自体によって措定されているのではない。」(Gr. S. 166. 邦訳 II、一七五ページ) だから「単純流通」の「直接的存在は純粹の仮象である。それは、その後で行なわれている過程の現象である。」(Gr. S. 166. 邦訳 II、一七五ページ)

しかしながら、流通手段の形態規定の展開のためには、「流通」は、商品の価格規定での存在を前提として、不断の更新の過程という形態でとらえられるだけで、このような事態がその背後にどのような生産の体制をもつことが必要であり、その過程を運動せしめる動因、契機がどのようにして措定されてくるか、といったことはまだ問題とされてはいなかったのである。

ところで、すでにふれたように、『要綱』では、マルクスはただ単純な形態規定としての「第三規定」での貨幣そのものを問題にしているだけではない。それがそのようなものとして措定されてくる過程をも追究しているのである。そ

のばあい取りあげられるのは、これまでの過程ではたんに前提されているだけであって問題の射程のうちにははいっていなかったことがら、すなわち「流通」をたんに孤立せしめてそれだけを取りあげるのではなくて、ブルジョアの生産の総体性との関連でそれを構成する契機としてとらえるということである。

商品生産は交換価値に立脚する生産の体制である。「交換価値として指定された生産物は、本質的にはもはや単純な生産物として規定されてはいない。」(Gr. S. 119. 邦訳Ⅰ、一二五ページ) こうした規定性において生産物があらわれてくるためには、歴史的にみても、交換がたんなる偶然的な生産物交換(物々交換)ではなく、それが「継続され」、「自分自身のうちにその不断の更新のための手段をもつ連続的な行為」となり、「相互的生産の規制による相互的交換の規制」がはいりこんでくることが必要であった(Gr. S. 119. 邦訳Ⅰ、一二四ページ)。これは直接には物々交換の商品交換への転成についてのべたものであるが、「流通」が不断の更新の過程としてあらわれるための条件を明らかにするために言及したものと解することもできよう。したがって「流通」を孤立的に、いわゆる「単純流通」の次元でとらえるかぎり、「流通」、そして「社会的生産過程」の前提でしかない単純な「価格としての商品」の規定も、実は、「ただ漸次にのみ進行する一過程、たびかさなる交換を前提とし、したがって交換価値としての商品のたびかさなる比較を前提とする一過程の所産」であり、「それ自体が社会的過程の所産であり、社会的生産過程の成果」(Gr. S. 118. 邦訳Ⅰ、一二四ページ、傍点—引用者)にはかならなかったのである。

かくして、「流通」がそのようなものとしてあらわれる根拠が「生産」との関連で示され、貨幣の形態規定を指定せしめる社会的関係の内容が問われるわけであるが、この点は、「経済学者」A・スミスと「重商主義の信奉者、部分的には保護貿易主義の信奉者」たるB・フェリエ(B. Ferrier)とのあいだの対立をかりてさらに展開されている。

スミスおよび「近代の経済学者」は一方において、貨幣金属が労働生産物であるかぎりでは他の生産物との共通性をいうが、「たんなる流通手段としての貨幣」については、「貨幣の材料はどうでもよく、また貨幣がただ交換の必要をみたすものであって、もはや他の直接的欲望をみたすものでないことによって貨幣は商品（特殊な商品）たることをやめる」という「面」——「第一の面」——を固執する。これにたいしてフェリエは、「貨幣はもっぱらますます商品（一般的商品）である、つまり商品の自然的特性に無関心な、つまり一定の欲望そのものにして自然的関係をもたない、その純粋な形態での商品である」という「面」——「第二の面」——を固執するものであるといわれる。⁽²⁰⁾ (Gr. S. 127-8. 邦訳 I、一三四ページ)。このようにのべることによって、マルクスは、たんなる交換手段という規定で貨幣をとらえる——流通手段を指定せしめる社会的関係の総体から切離して外化された形態そのものだけでとらえる——ことの限界を強調するのである。

「流通手段としての貨幣が、生産的であるかないかの問題は、同様にして簡単に解ける。アダム・スミスによれば貨幣は不生産的である。ところで、たとえばフェリエはいつている、『貨幣は価値をつくり出す。なぜならば、価値は貨幣なしには存在しないだろうから。』人は『金属としての貨幣の価値のみならず、同様に貨幣としてのその性質をも考察し』なければならない、と。A・スミスは、貨幣がなんらかある特殊の生産部門の用具でないかぎりで正しい。フェリエは正しい。なぜなら、交換価値に立脚する一般的な生産の一契機は、生産物と生産作用因とを貨幣の規定のうちにおくことであり、この規定は生産物とは異なる貨幣を想定するのだから。生産がその総体性で考察されるならば、貨幣関係自体がひとつの生産関係であるのだから。」(Gr. S. 128. 邦訳 I、一三五ページ)

スミスにおいては貨幣はまずもって「生産と消費とのあいだの必然的な媒介物」(Gr. S. 128. 邦訳 I、一三四ページ)で

ある。商品「流通」の $W-G-W$ という形態は、たしかに、「二つの直接的な物々交換の行為」(Gr. S. 128. 邦訳 I、一三五ページ)、 $W-G, G-W$ に分解される。だがその個々の契機でだけとらえるかぎり、ここでは「価格としての商品」を前提とする不断に更新する過程であるという「流通」の「本質的規定」およびそれを指定する社会的関係は曖昧になってしまふ。スミスにとっては、「交換手段としての貨幣はバーター(物々交換)のより錯綜した様式にすぎない」(Gr. S. 128. 邦訳 I、一三五ページ)のである。

フェリエによってマルクスが強調しようとするのは、「流通」を指定する「生産」は交換価値に立脚しており、それはまた生産物の価格規定をうけた商品としての存在を前提する、という相互的關係についてである。フェリエは、重商主義者として、商品を「自然的關係」——使用価値の面ではなしに、価値表現の質的な面でとらえ、その完成形態として貨幣をみた。⁽²⁾ さきの「一般的商品」という貨幣の把握はそうした系譜にたつものである。マルクスは一面において「商品が貨幣に実現され、貨幣が商品に実現されるというたがいに無関心な行為として二つの契機」(Gr. S. 128. 邦訳 I、一三五ページ)を考察すること、つまり $W-G, G-W$ を分離的契機で考察することの必要を否定するものではないが、それはあくまで「流通」の形態 $W-G-W$ のたんなる生産物交換との区別を前提してのことである。そのことは、さきのスミスについての論評にたいして分離的契機での考察にも「商品の価格が想定されている」、そして「このことが主要な区別である」(Gr. S. 128. 邦訳 I、一三五ページ)とわざわざ付記していることから明らかである。これにたいしてフェリエではまさに「過程の全体が考察される」(Gr. S. 128. 邦訳 I、一三五ページ)わけであり、さきに掲げておいた、「交換価値に立脚する一般的な生産の一契機は、生産物と生産作用因とを貨幣の規定のうちにおくことであり、この規定は生産物とは異なる貨幣を想定する……」(傍点・引用者)という言葉は、そうした「生産」の「総体性」との関連

での「流通」の想定にもとづいていわれているものにはかならない。このようにしてマルクスが強調しようとするのは結局次のようなことであろう。

「流通がもはや量的交換としてのその最初の單純性においてあらわれないで、生産の過程として、現実的な物質代謝としてあらわれることによって、貨幣自体が生産用具として指定されていることである。このようにして貨幣そのものが、こうした生産過程の特殊な契機として規定されている。生産においては、簡単な価格規定、すなわち商品の交換価値の共通単位への翻訳が問題となるばかりでなく、交換価値の創造、価格の規定性の創造もまた問題となる。」(Gr. S. 132, 邦訳Ⅰ、一二七～八ページ)

この一節では、貨幣はすでに資本としての規定性であらわれることが想定されている。いまはまだそれに直接言及しないでおこう。ここでの問題は、さしあたり、貨幣の形態規定の指定に対応する「流通」の規定の特殊歴史的 성격にかんするものであるが、まず「流通」が、前述したような不斷の更新の過程としてあらわれることは、その背後における「生産」が交換価値に立脚する「生産」としての規定にあり、したがって生産物が価格規定に指定されていることによつてなのである。これが価値尺度にはじまり流通手段にいたる貨幣の形態規定に対応する「流通」の態容にはかならないのである。つまり貨幣の形態規定には、生産物の商品としての生産、存在が対極にあるのであり、このことは、たんに生産物についてだけでなく、「生産作用因」すなわち労働力についても「貨幣の規定のうちにおく」という言葉に示されたように賃労働として存在することを条件として想定されていることに注意しなければならない。かくてここでは「流通」は社会的生産過程を構成する契機として位置づけられることで、そのようなものとしてあらわれることが可能なことが指摘されているわけである。なお一言しておけば、貨幣について「一般に交換価値を基礎としている生産の内在

的關係としての貨幣の規定」(Gr. S. 129. 邦訳Ⅰ、一三六ページ)とか、あるいはそれが「生産用具」ないしは「生産過程の特殊な契機」とかいわれるのは、「流通」の所産としての外化された形態規定そのものについていわれているのではなくて、その対極において生産物や「生産作用因」⇨労働力が「貨幣の規定のうちに」おかれ、価格規定に指定された商品として存在することを強調したものにほかならないことに注意すべきであろう。それらは、貨幣そのものとは區別された交換価値——「特殊な交換価値」——、しかも「価格としての商品」として存在するのである。

このように叙述をすすめることによって、マルクスは、さきに価値尺度、流通手段といった形態規定の指定を問題としたりあいつとは異なって、「たんに形態の指定ばかりではなく、内容の指定もまた問題」としたことになる(Gr. S. 131. 邦訳Ⅰ、一三七～一三八ページ)。この論理段階で問題なのは、貨幣が「第三規定」で自立してあらわれ、「自己目的」となりうることを明らかにすることである。G—W—W—G という「流通」の形態を「特殊形態」としてその意義をとらえることである。まだ貨幣の資本への現実的転化、そのようなものとしての機能までは行っていない。その意味ではこれまでの展開はこの「特殊形態」の成立の根拠を示したものといえるが、そうした点の強調は次のような叙述のうちに看取することができる。

「流通の前提として、貨幣はそれ自体流通の一契機であり、流通によって指定されたものでなければならない。……貨幣が生産の発展した契機としては、賃、労働の存在するところだけに存在しうることを、したがってまた、そこでは貨幣は社会形態を解体するどころか、むしろ社会形態の発展の一条件であり、あらゆる生産力——物質的ならびに精神的——の発展のための動輪であるということ、貨幣の単純な規定そのもののうちにある。」(Gr. S. 132～3. 邦訳Ⅰ、一四二ページ) またさらに明確にこうもいわれている。「交換価値と貨幣の単純な規定のうちに、すでに労賃と資本との対立等が

潜在的にふくまれつゝ」⁽²²⁾ (Gr. S. 159^a 邦訳Ⅱ、一六八ページ)。

(20) 本文で引用した貨幣についての、スミス——「経済学者」——とフェリエ——「重金主義」、「保護貿易主義者」——との対立的把握にかんして、『要綱』のマルクス・エンゲルス・レーニン研究所の編集者は、マルクスの手稿での記述を改めて「第一の面」と「第二の面」という指示を入れかえている。内容的にみてこの改訂は明らかに誤まっているので、本文の引用ではマルクスの記述どおりに復元しておいた (Gr. S. 158^a 邦訳Ⅰ、一三四ページ)。

(21) フェリエの貨幣の把握については、『資本論』の「価値形態論」の個所で、「重商主義者たち(およびその近代的なむしかえし屋フェリエ、ガニルなど——引用者補注)は、価値表現の質的な面に、したがって貨幣をその完成形態とする商品の等価形態に、重点をおく……」という指摘がなされている (Das Kapital, Bd. I, S. 66. 国民文庫Ⅰ、一一一ページ、岩波文庫(一)一九九ページ)。

(22) これまでの叙述を前提として、「貨幣が生産的であるかないか」というスミスとフェリエの対立をかりて提出された問題にたいするマルクスの解決を示しておくことにしよう。まず第一にスミスの見解がそれに属することになる「流通」を孤立的に「生産」から切離して個々の契機で形式的にとらえる立場と、第二に、それを越えて「流通」を「生産」を想定して「総体性」でとらえ、貨幣を「生産の内在的関係としての」規定でも考える立場、とに区別している。いうまでもなくここでマルクスが強調するのは第二の立場である。第一の立場では、貨幣そのものは労働生産物であるかぎり不生産的である。ただし、貨幣が「物々交換」のばあいが必要とされる「手間を省く」かぎりでは、「交換用具としての貨幣」ならびに「商品の価値測定者および代表物としての貨幣」は、交換の円滑化を促進するものとして有用であり、したがってその意味では生産的であることになる。こうした見解は、「貨幣が生産的である規定性の外部で、尺度、流通用具、価値の代表物として貨幣が不生産的であることを貨幣の量はこうした諸規定をみたすために必要とされるかぎりでのみ、生産的であることを、いっているだけである。この貨幣の生産的規定に必要なより以上に貨幣を使用するやいなや、貨幣は不生産的となるのみならず、生産上の空費 (faux frais de production) となることは、他のすべての生産用具ないし交換用具について、機械やまた運輸手段についても妥当する一つの真理である」と (Gr. S. 129. 邦訳Ⅰ、一三六ページ)。

第二の立場にたつ貨幣の生産的規定は右に続く次の一節に象徴される。「だがこのことをもって、貨幣は現存する現実の富だ

けを交換すると考えるならば、それは誤りである。労働は貨幣と交換され、貨幣をもって生産的活動そのものの、潜勢的な富が買われるからである。」(Gr S. 129. 邦訳 I、二二六ページ) すでに貨幣が資本としての規定で生産的であることが、つまりその価値増殖の機能が、その使用価値が価値形成的なものである労働力商品を媒介規定とすることによってであることまで示唆されている。だがここでは価値の貨幣形態での「自立性」、その「第三規定」での指定の一般的条件への言及として注意しておく。

なおちなみに付言しておけば、第二の立場にみられるような視角は、マルクスの古典学派的資本規定にたいする基本的な批判視角であった。すでに示唆したように、古典学派では、一般的にいって、価値の自立的態度↓資本という考え方はありえない。

こうしたマルクスの批判視角は、一八五一年三／四月に執筆された『リカアドウの体系についての書きこみと抜萃』において、たとえば外国貿易におけるいわゆる価値量不変——富⇓使用価値量増大——という命題批判においてすでに明白に展開されている。リカアドウの規定にしたがえば、「われわれはなんら新しい価値をつくりだすことができるのではなくて、ただ効用価値(valeur utile)をつくりだすことができるにすぎない。」リカアドウにあつては、外国貿易で「われわれが取返すところの価値はただちにその国自身のなかで支出され交換されねばならず、したがってその国もっている価値によって制限されるものと見なしている。」——ここで貨幣の交換手段における一義的把握があらわれている。「しかしわれわれが取返すより大きな価値にたいしてなんら直接的な等価を見いださなければあいには、われわれは、あらゆる商業諸国民がそうしてきたように、たとえば金を蓄積し、そしてそれを保蔵する。」——ここでリカアドウの規定に対立して貨幣形態での自立した価値の把握が提示され、それが次の展開への媒介規定となっている。「われわれは新しい労働を呼びおこすことはできないであろうか? そして貨幣は、つくりだされた価値との関係にたつだけなのか、それともつくりだされうる価値との関係にたつのか?」「私は新しい価値で新しい労働を呼びおこすことができ、したがって私が順次新しく再生産しつつ交換するところの新しい価値を呼びおこすことができるのである。」(Gr SS. 809~10. 邦訳 IV、九二ページ)。

ここでも価値の自立的姿態としての貨幣↓資本の規定とそれを可能ならしめる一般的条件がなにであるか、ということが古典学派批判の一つの基本的視角であつたことが明白に読みとれるであろう。

これまでのべてきたことは、「第三規定」において貨幣が「自立した存在」をとるための一般的な条件に関連してい

る。「流通」は社会的生産過程の「特殊な契機」として、それが不斷の更新の過程として「生産」へ復帰するものとしてあらわれうること、同時にそのことはいっさいの生産物の「価格としての商品」化、さらに労働力の賃労働としての存在と相互规定的な関連でとらえられていたのである。マルクスは、はじめには「流通」を前提し、その結果として価値尺度、流通手段の形態規定の措置を示したが、ここではいまやそれらを前提として「流通」の「内容」を指定するのである。かくてここでは商品——労働力もふくめて——は交換価値の特殊な存在様式であり、貨幣はその一般的な存在様式であり、「流通」はそれらのいろいろな形態をとった「交換価値相互の完全に発展した運動」(Gr. S. 166. 邦訳Ⅱ、一七五ページ)なのである。「いまや流通そのものが、交換価値を指定する、すなわち生産する活動にかえってくる。」(Gr. S. 166. 邦訳Ⅱ、一七五ページ)

「第三規定」での貨幣の「自立性」が、たんに「流通」から引揚げられ固持される金銀としての貨幣の蓄積と区別されて展開されるのは、以上のような「内容」で指定された「流通」との関係によってである。

「貨幣が富の普遍的な物質的代表物として流通から生じ、そしてそのようなものとしてそれ自体が流通——より高い機能力ある交換として、同時にまた交換の特殊な形態として——の産物であるかぎりでは、貨幣はまたこの第三規定においても流通と関係している。つまり、貨幣は流通に自立して相対しているが、しかしこうした貨幣の自立性は流通の固有な過程にすぎない。貨幣は流通から出てくるとともに、ふたたび流通にはいっていく。貨幣は流通との全関連をそれにしては、貨幣たりえず、単純な自然物、金と銀であらう。貨幣はこうした規定においては、流通の前提でもあれば、またその結果でもある。貨幣の自立性自体は、流通への関連の停止ではなく、それへの否定的な関連である。このことは、G—W—W—Gの結果としてのこの自立性のうちにある。」(Gr. S. 130. 邦訳Ⅰ、一三七ページ)

このように「第三規定」での貨幣の「自立性」は「資本としての貨幣」の規定でとらえられている。ここでは両者は一致している。「資本の最初の規定性」は、「流通に由来し、したがってまた流通を前提とする交換価値」が、「流通において、また流通をつうじて自己を維持すること、流通にはいりこむことによって、自己を失わないでいること」(Gr S. 171. 邦訳Ⅱ、一八〇ページ、傍点—引用者)である。商品と貨幣とが対立的契機としてだけ関係する「單純流通」——それら諸契機を指定する、その背後の生産過程から切離されたものとしての——の次元では、「商品の価値規定は、商品が実現される瞬間に消滅し、商品はその関係の外にでて、それにたいして無関心となり、もっぱら欲望の直接的対象となる。」だがここでの「流通」は、このような「交換価値の消過する運動としてではなく、むしろ交換価値の交換価値としての現実的自己指定の運動として、交換価値の交換価値としての実現であること」(Gr S. 171. 邦訳Ⅱ、一八〇ページ)と規定されていることをつけ加えておこう。

だがここまで進めば資本の規定性そのものを問題とすることになる。マルクス自身「第三規定」での貨幣の指定のために、『要綱』ではこうした段階までその想定を進めていたことは疑えない。この点が『要綱』での展開の一つの特徴点であった。だからマルクスはさきに引用した「自立性」の展開にかんする個所に接して、「一般的・抽象的规定」を問題とする「單純流通」の次元からする限定を行なうのである。「資本としての貨幣」では、「簡単な価格規定」だけでなく「交換価値の創造、価格の規定性の創造」が、すなわち「流通」の「内容の指定」が問題となる、ということの指摘に続いてこういわれている。「だから單純流通においては、貨幣が一般に生産的なものとしてあらわれるかぎり、流通が一般に生産組織の一契機としてあらわれるかぎり、こうした規定はせいぜいわれわれないものであって、いまだ貨幣について指定されているのではない。」(Gr S. 181. 邦訳Ⅰ、一三八ページ)この一節は、「第三規定」で

の貨幣を、前述のような高次の「流通」の規定を媒介として、「資本としての貨幣」に関連せしめて措定するという方法が、ブルジョア社会を想定して行なう「われわれ」の思惟の過程としてだけ存在するのであって、まだ論理的に措定されているのではないことをいっているのである。だから『経済学批判』でと同じ内容の言葉が続けられる。「しかしここではなおわれわれはこうした規定を取扱うべきではなく、貨幣を單純に自立した貨幣として第三の関連で流通から出てきたその姿で、本来的にさきの兩規定から出てきているその姿で考察すべきである」と(Gr. S. 131. 邦訳 I、一三八ページ)。

ところで、このようなマルクスの思考過程にしたがった『要綱』の叙述から、いくつかの問題点を汲みとることができるであろう。『要綱』では、たしかに、「第三規定」での貨幣の展開のうちに「貨幣の資本への転化」の問題がすでに論じられている。⁽²³⁾ 従来の研究はこうした視角からの接近であった。だがここで強く指摘しておきたいのは、「転化」問題そのものについてではなく、それが展開される前提条件ともいべきものについてである。マルクスはいう。「ブルジョア社会の基本的前提は、労働が直接に交換価値、したがって貨幣を生産することであり、次いでは、労働者自身が彼の活動を交換において売却するかぎりでは、同様に貨幣が労働を、したがって労働者を買うことである。したがって第一の面からの賃労働と第二の面からの資本とは、発展した交換価値とその権化としての貨幣との別々の形態にすぎない」と(Gr. S. 137. 邦訳 I、一四四ページ)。資本と賃労働は、單純な交換価値と貨幣に内包されている規定の外化した形態として論理的に措定されている。資本の出発点はたしかに「第三規定」での貨幣である。ところで貨幣が資本としてあらわれる前提条件は、この貨幣そのものだけではない。同時に、その対極において労働力、生産物が「価格としての商品」として存在するにいたってのことではなければならない。それは現実的には国民的市場を構成する商品市場、労働

市場のかたちで形成されるにいたっている。歴史的にいえば、一方の極における貨幣財産の形成とこうした国民的市場の形成との対応関係を前提として、はじめて資本主義生産への移行を論ずることができるのである。だがこの点はあとに譲って、ここでは『要綱』の以上の展開で「第三規定」での貨幣の措定には、対応する市場的規定があることだけを指摘しておきたい。この点は「貨幣としての貨幣」の到達された形態規定だけを直接の対象とする後続の『経済学批判』、『資本論』では、明瞭にはあらわれていないものである。

(23)

『経済学批判』から『資本論』へと「貨幣としての貨幣」の叙述が簡略化され、単純な形態規定だけしか論じられなくなる。「資本としての貨幣」、「貨幣の資本への転化」の問題は、それにとまって、『資本論』では第二篇「貨幣の資本への転化」——「資本の一般的定式」「一般的定式の矛盾」、「労働力の売買」の三節から構成——で、とくに、前の二節で集中して取扱われることになっている。『要綱』ではすでに「第三規定」での貨幣でかなり取扱われ、さらに、続く「資本にかんする章」の「資本としての貨幣」で改めて詳細に論じられるという構造になっている。「一見重複してあらわれているわけであるが、前者での重点は「第三規定」での貨幣の措定にあり、それに必要なかぎりで「流通」のより高次の展開への言及があるのであり、後者ではそうした「貨幣」および「流通」の「矛盾」——「生産」そのものへの移行を媒介するものとしての——を論じることと重点が移行しているというべきである（本稿、六二ページ参照）。「貨幣の資本への転化」にかんする『要綱』と『資本論』プランとのあいだの克明な文献的考証にもつくその変遷の跡づけについては、佐藤金三郎『『経済学批判要綱』における「貨幣の資本への移行」について』大阪市大『経済学年報』第一八号、参照。

(三)

これまでのべてきたように、「流通」のより高次の展開を媒介として「第三規定」での貨幣を措定したマルクスは、この形態規定での貨幣が有する独自の性格を展開する。「第三規定」での貨幣の「自立性」は、流通手段としての貨幣

の自立が「流通」の内部で商品との対立関係においてただ「経過的」にあらわれるのは異なつて、「対自的」関係において措定されている。「他のものに付随して、他のものの規定ないし関連として存在するだけのものは、自立してはゐない。」(Gr. S. 131. 邦訳 I、一三八ページ)金銀という素材であらわれるこの形態規定での貨幣は、実は「流通によって措定された」(Gr. S. 135. 邦訳 I、一四二ページ)したがって「社会的結果にすぎない」(Gr. S. 133. 邦訳 I、一四〇ページ)のであるが、それを措定したいさいの関係は形態自体では消滅してしまっている。そのことによって「第三規定」での貨幣は、自立した一般的「富」そのものとして、交換価値の一般的定在として、特殊的な「富」、まだ「観念的形態」でしか交換価値でない商品に対立する。貨幣が「一般的交換価値」の「個体化」されたものとしてあらわれれば、商品の、その特殊性、使用価値性格の面、それによる制約が前面にあらわれてくる。マルクスは次のようにいっている。

「富の概念はいわば特殊な対象に実現され、個体化されている。特殊な商品においては、商品が価格であるかぎり、富はまだ実現されていない観念的形態でだけ措定されている。商品が一定の使用価値をもっているかぎり、商品は使用価値のまったく個別化された面だけをあらわしている。反対に貨幣においては、価格が実現されており、貨幣の実体は、富の特殊な実存様式からの抽象においても、富の総体性においても富そのものである。だから他方では貨幣は、富が成り立っている特殊な実体のすべてにたいして富の有体化された形態でもある。」(Gr. S. 133. 邦訳 I、一三九ページ)またこの規定性での貨幣は「すべての物の摘要」(Gr. S. 131. 邦訳 I、一三八ページ)である、あるいは「貨幣自体において、商品の表象された総括としてのこの総体性が存在してゐる」(Gr. S. 132. 邦訳 I、一三九―四〇ページ)といわれている。強調されていることは、使用価値に制約された特殊な「富」から区別されるところの、「第三規定」での貨幣における、「商品の規定性と特殊性」にたいして「無関心な」(Gr. S. 131. 邦訳 I、一三八ページ)交換価値の「自立性」である。

この区別を前提することによって、貨幣が「特殊な富」にたいする欲望とは区別されるところの「致富欲」の唯一の「対象」となることが展開される。こうした「致富欲」は、「貨幣がその第三規定に措定されてはじめて可能になる」ところの「一定の社会的発展の産物」である (Gr. SS. 133~4. 邦訳Ⅰ、一四一ページ)。

このように貨幣が「致富欲」の「対象」として追い求められることは、まさに右のような本質的規定そのもののうちに含蓄されていることであるが、マルクスが「第三規定」での貨幣の独自の性格を強調するとき、言及しているのは、歴史的な「貨幣の解体的作用」ないしは「対外貿易の文明化作用」 (Gr. S. 168. 邦訳Ⅱ、一七七ページ) についてである。まず次のような叙述が指摘さるべきであろう。

「貨幣の本性についての幻想、すなわち貨幣の諸規定の一つをその抽象の状態で、またそれにふくまれている諸矛盾を看過して固執することが、個人の背後で貨幣にこうした現実に魔術的な意義 (交換の範域を全地球上に及ぼし、…交換価値の現実的な一般性をつくり出す手段となったこと——引用者) をあたえているということは、貨幣がここで展開されている規定 (第三規定——引用者) のうちにあるのである。実際には貨幣は、こうした自分自身に矛盾する、したがって幻想的な規定を通じて、こうした貨幣の抽象を通じて、社会的生産力の現実的發展におけるきわめて巨大な用具となる。」 (Gr. SS. 136~7. 邦訳Ⅰ、一四四ページ)

こうしたいわゆる貨幣の力についてのマルクスの叙述は、「第三規定」での貨幣の独自の性格の展開として、たとえば『経済学批判』においても高調されているところである (Zur Kritik, SS. 163~4. 国民文庫、一八九〇ページ)。ところでこの点は、従来、資本主義的生産の成立を「流通」からの前期的生産様式にたいする「解体的作用」にもとづくものとしてとらえるべきか、あるいは前期的生産内部における生産力の發展と生産関係の矛盾から展開さるべきか、と

いう論争に関連せしめて取りあげられている。こうした対立は本来歴史学の分野であらわれてきたのであるが、現在では「貨幣の資本への転化」の過程をどう規定すべきか、という問題として理論の分野で再生産されていることは、周知のとおりである。だが単純な形態たる「第三規定」での貨幣の独自の性格の展開だけが直接の対象であるこの論理段階では、まだ国民経済としての資本主義生産の成立の問題に直結することは本来できない。『経済学批判』はまさにこうした抽象的段階を示している。だが『要綱』ではその形態規定の措定を媒介したより高次の「流通」の規定が想定されていることによって、そうした点についての展開が具体化される手がかかりがあたえられている。それは論理的に展開された「第三規定」での貨幣とそれを措定せしめた「流通」との対応関係の歴史的適用以上のものではない。一見、貨幣の前期的生産の「解体的作用」——資本主義的生産への移行を強調しているかにみえ、その論拠とされている次の一節にもそうした視角はうかがうことができる。

「個体化した交換価値としての、またそれとともに富の権化としての貨幣は、錬金術で求められていた。貨幣は重金（重商）主義においてはこうした規定でたちあらわれる。近代的な産業社会の発展するまえの時代は、個人ならびに国家の一般的な貨幣欲をもって開始される。富の源泉の現実の発展は、富の代表物を手に入れるための手段として、いわば貨幣欲の背後で進行している。貨幣が流通から生じるのではなくて——スペインのように——、肉身のまま発見されるところでは、国民は貧乏になるが、他方貨幣をスペイン人から買いとるために、労働しなければならぬ諸国民は、富の源泉を發展させ、また現実に富裕になつてゐる。」(Gr. S. 136. 邦訳一、一四三ページ)

対外貿易の發展、それによる貨幣財産の集積が一方において強調されるとともに、他方では、それを可能ならしめる条件として「富の源泉の現実の發展」へ言及されている。両者は相互規定的な関係にある。ここでの貨幣の最初の取得

者であるスペイン人と、その第二次取得者たる他の「諸国民」——おそらくオランダ人、次いでイギリス人——との対照は、資本主義的生産への移行が前者では行なわれえず、後者で実現されたことを示唆するものであるが、その理由として前者のばあいには「貨幣が流通から生じるのではない」ことが指摘されている。「富の源泉の現実の発展」とは国民的生産内部の問題である。ここで、貨幣が「それ自体流通の一契機であり、流通によって指定される」(Gr. S. 邦訳Ⅰ、一四二ページ)といわれるとき、その背後にどのような体制が想定されていたかを、考えることが必要である。だからマルクスは具体的にはこういう。資本主義的生産への移行は、「一部は外部からのこの作用(対外貿易の文明化作用——引用者)の強さに、一部は国内生産の諸要素——分業等——がすでに発展をとげている程度に、どこまで交換価値を指定する運動が生産の全体をとらえているかの程度に、依存している」と(Gr. S. 邦訳Ⅱ、一七七ページ)。このようにみてくれば、われわれは、「第三規定」での貨幣の独自の性格の展開からだけで歴史的な資本主義への移行、あるいは「貨幣の資本への転化」を論ずることの誤りを指摘することができる。それは、さきにのべたような「第三規定」での貨幣の形態規定がどのような関係を媒介として指定されたか、ということを考察しないことにもとづく誤りといふ⁽²⁴⁾はかはない。

(24) すでにのべたことであるが、『要綱』での貨幣論についてもっとも精密な研究を行なっておられるのは、鈴木鴻一郎教授とそのグループの諸氏である(注(6)、(13)、(14))、『経済学研究』第三〇巻第二号、二〇ページ以下、二七〜九ページ参照。

教授および諸氏の基本的視角は、商品、貨幣、資本といった「流通形態」、すなわち前期的社会の表面にある「商品世界」が前期的な「社会的生産」に作用し、いわば外部から資本主義的関係を創出する歴史的過程の「模写」として「貨幣の資本への転化」、「流通形態」から「生産の内部的仕組み」への「移行」が展開されなければならないということであった。そして貨幣の形態諸規定をこうした視角から展開され、「流通」をかたちづくる生産者間の社会関係の「結晶化」という方法とは逆に、いわば

貨幣がそれぞれの規定において「流通」をひきだし形成する、という立場がとられていたといつてよい。こうした立論の典拠は「貨幣の解体的作用」にあるが、そのばあい、物化した貨幣そのものもつ独自性の面からのみ——それに対応する「流通」の規定を前提しないで——「第三規定」での貨幣がとらえられていたことにはならないであろうか。以下、この点を若干検討してみよう。

鈴木教授の編まれた『経済学原理論』では、次のようにマルクスの展開方法に疑問が設定されている。「貨幣の資本への転化」の一つの方法は、「商品流通の形態を $W-G-W$ と $G-W-G$ の二つに分け、後者の性格を分析し、さらに等価交換との関連でその成立の条件を求め、ここからただちに産業資本主義の成立を説く」方法、すなわち「すでにできあがった流通関係の分析をとおして、いわゆる『一般的定式の矛盾』から——『資本は流通から発生しえないのと同様に、流通から発生しえないのでもない。それは流通において発生しなければならぬと同時に、流通において発生してはならぬ』ということから、ただちにその矛盾を根本的に解くものとして労働力商品を導入するという方法」である（鈴木鴻一郎編『経済学原理論』上、七五ページ）。これと「鋭く対立する」もう一つの方法は、「流通形態」の展開、「商品と貨幣」で展開されたさまざまな矛盾とその運動形態を総括しつつ、…『貨幣の資本への転化』を展開する」（同書、七四ページ）方法である。これがさきに指摘した独特の方法であるが、それは具体的には次のようにのべられている。貨幣が「購買手段」、「価値尺度」として機能することによって「諸商品の価値関係」は「現実的に確定され」（同書、四二ページ）ていくが、こうした「流通形態に特有な価値決定様式は、流通手段の量的規定においてもたんに変動する商品量にたいし受動的に變動するだけにはとどまらせない」で「むしろ流通外にひきあげられるとか、流通に外部から積極的はいっていくとかいう流通から独立した貨幣としての貨幣の機能を展開せずにはおかないのである。」（同書、五七ページ）このような「貨幣としての貨幣」の「積極的な流通への関与」は「同時に變動する流通界の内部構造を理論的に構成することでもある。」（同書、五七ページ）これによって商品流通は「たんに流通手段としての貨幣によって媒介されていた商品流通をより複雑な構造をもった流通として展開」（同書、六二ページ）する。「退蔵貨幣」での「流通にたいする否定的関係」から「積極的な……関与」への「要請」は、より「展開された貨幣形態」としての支払手段をあらわれさせるが（同書、六七～八ページ）「支払手段としての貨幣は、販売者と購買者とのあいだの社会的関連を完結させるものとして、いいかえれば積極的に社会的関連を設定するものとして機能する…」（同書、七一ページ）。そして世界貨幣への

上向の必然性は、「……一定の流通のもとでは、このような支払手段の形成には限度」があるので——これは支払手段準備のことがいわれているのであろうか——、それを突破するものとして「結局、その流通の外部から現身の貨幣があらたに入ってくる以外にはないであろう」（同書、七〇ページ）と説かれている。「貨幣の資本への転化」はこの世界貨幣の機能を媒介として展開される。世界貨幣は、支払手段までで媒介され形成された「統一的流通界」Ⅱ「一般流通」——これは「国民的流通」のことであり、したがって「一般流通」の現実的定在として世界市場を想定したマルクスの用語法とは異なることに注意——を「まったく外部に前提し」、右の「流通界」における「一定の価値関係にたいして新たに貨幣として関係する」（同書、七三ページ）ところのもの、すなわち「原始的購買手段」（同書、七二ページ）に限定されてしまうことになる。そしてこの規定で貨幣が機能しながら「価格体系を異にした諸流通界」のあいだを「比較しつつ、結局安く買って高く売ることにより」、貨幣は「 $G \cdot W \cdot G'$ 」という流通形式をとることにより、多くの貨幣を獲得する運動体となる。（同書、七八ページ）こうして貨幣は資本に「転化」したわけである。さらに一言しておけば、このような展開の条件は、世界市場が右のような諸「流通界」Ⅱ「一般流通」のあいだの「関係」としてだけとらえられ（同書、七六ページ）、「諸流通界のあいだがまだ流通界として形成されていない」（同書、七三ページ）ということである。だから「世界市場で貨幣が支払手段として機能しうるとするのは、すでにその世界市場が恒常的な流通過程をくりかえし、その中で貨幣が支払手段として機能することであって、そのばあいには本来の世界市場とはいえないのである。」（同書、七三ページ）まさにここでは世界貨幣の支払手段としての発展、国際的信用取引の展開による、世界市場の国民的市場と同様な意味での同質化の過程、したがって、世界貨幣・世界市場の経済学体系での位置づけの強調にもかかわらず、実際には世界市場の消失、傾向という特異な論理展開が示されていることにもなる。だがこの点はさらにあとで論じることにして一応措くとすれば、以上のような運びによって同一の「流通界」内部では成立しえない $G \cdot W \cdot G'$ という資本範式を「価格体系を異にした諸流通界」のあいだの不均衡交換とでもいふべき範疇を導入することで、労働力商品を前提することなしに成立せしめようというのである。労働力の商品化は右の運動によって引きだされるべきものとされるのである（このような視角から「転化」問題をもっとも精密に追究したものとして、降旗節雄「貨幣の資本への転化」の方法的考察——『資本論』体系における資本の必然性の論証について——）北大『経済学研究』第一四号第一号、がある。鈴木教授や諸氏はこうした展開を「宇野理論」の徹底化の方法として強調され、そのよりどころを多く「要綱」に求められたのであるが、本文で検討したように、『要

綱』はこのようにいわれる「流通滲透視角」を基礎づけるものではない。「流通形態」論の基本的性格は、物化した形態そのものを、それを疎外せしめた関係から切離して一面的に「固執」し、その力を絶対化するものにはかならない。

以上、明らかにしてきたように、『要綱』での「第三規定」での貨幣の展開は、「貨幣の資本への転化」を予想して「資本としての貨幣」の規定にかかわらずして説かれている。だが、この形態規定は、その単純な規定性において、蓄蔵貨幣、支払手段、世界貨幣というその形態規定での貨幣の実存諸様式、形態を包摂する一般的规定である。マルクスはこれらの実存諸様式、形態を論じるばあい、まずはじめに「第三規定」での貨幣の現実的・歴史的な「もっとも適当な実存様式」としての世界貨幣を、国民的な貨幣の「特殊の実存諸形態」に対比させるかたちで展開する。これが次の節での問題なのであるが、このさい世界市場にたいするものとしての「国民的流通」の規定があらわれる。すでにのべたように、価値尺度、流通手段の貨幣の形態規定の措置までで、「流通」にたいしてすでに「交換行為の体制」の支配する一つの社会圏＝流通圏という抽象的规定があたえられ、「社会的運動の全体としてあらわれる最初の形態」、あるいは「経済的範疇」のうちでの「第一次的総体としての流通」(Gr. Ss. 110~1. 邦訳 I、一六〇七ページ)といふことがいわれていたのである。こうした「国民的流通」の規定は、いまのべてきた「第三規定」での貨幣の措置を媒介し、それに対応していたより高次の「総体性」における規定で具体性をつけ加えられてきている。ここでは資本の運動の総体の織りなす社会的再生産過程としての国民経済が示唆されているのである。次節への移行に先立って一言しておく次第である。

七 世界貨幣と国民的流通での貨幣の「特殊の実存諸形態」

—— 国民的価格の尺度標準と鑄貨・価値章標 ——

(一)

経済学体系における貨幣論の位置づけは、まずもって資本主義社会の表面にあらわれる抽象的な形態諸規定を指定することによって、資本主義的生産の「内部的仕組み」への下降の前提たることにある。具体的にはこの点はこれまで検討してきた「第三規定」での貨幣においてもっとも端的にあらわれている。そして世界貨幣も、すでにみたように、「貨幣の資本への転化」の媒介環という視角から多く論じられ、その経済学体系上での位置づけが確定されている。いわばそれはあくまで資本主義的生産へ下降するための前提ないしは媒介契機としてしか論じられていないわけである。そしてこうした視角に特徴的なことは、貨幣の「特殊な実存諸形態」、つまり国民的形態にほとんどなんらの言及もなされないで、世界貨幣だけが論じられていることにある。ここには内容規定をふくまない世界市場だけが存在する。世界市場は特殊の範域としての国民的市場を構成契機とすることで成立する一般的市场である。マルクスの経済学の全体系はまさしくそうした構成をもっているのである。そして貨幣の形態規定の展開の序次はその抽象的規定においてこのような経済学の全体系に照応しそれを予示する、というもう一つの位置づけをもっている。すでに指摘したところである。だから世界貨幣は、貨幣の国民的諸形態を構成契機としそれを止揚するところに成立する範疇である、といわざるをえない。これが小論での基本的な視角である。⁽²⁵⁾

いうまでもなく経済学体系における「国家」は、体系前半の「三大階級」をもって終結する「ブルジョア社会の総括」

として措定され、後半体系への媒介環となる決定的契機として位置づけられている。「国家」規定は資本の運動形態によって織りなされる総生産過程、つまり国民経済の諸規定の外化したものとして、したがって資本と賃労働の對抗関係を基軸とする階級関係を包摂するものとしてはじめて措定されうるものであるから、それらがまだ措定されていない「單純流通」の次元では論理的にその全態容において規定することはとうていできない。しかしながら、これまでの検討によれば、この「單純流通」の抽象的次元で、それのみあうブルジョア国家の形式的なもつとも端緒的な規定が示唆されていることも、また否定できないところである。それは「国家」の第一段階の規定とよぶことができよう。「国民的流通」という規定は国民経済に対応する抽象的规定であるが、そうした範疇が、価値尺度から流通手段、さらには「第三規定」での貨幣の形態規定の措定に対応して構想されつつあったことはすでにふれたとおりである。また、そこでの「第一次的総体としての流通」の提示にさいして、「流通」を形成する個人—生産者のとり結ぶ私的な関係が、それ自身とは区別された、「彼らから独立した過程としての、権力としての彼らの相互作用」、「個人を越えた自立した力」を生産し、それがひるがえって個人を規制する、ということがのべられていたことが想起されよう (Gr. S. III. 邦訳 I、一六ページ、注 (16) 参照)。さらに後に言及するように、こうした規定は貨幣流通にたいする「国家の干渉」、「国民的流通」での貨幣の「特殊化」の論理展開への伏線をなすものであるが、それをのべる個所で「社会の独立した権力」と「国家」が等置されていることから、ブルジョア国家権力の「單純流通」に対応する抽象的规定が提示されているということができよう (Gr. S. 883. 邦訳 V、九九九ページ)。

ところで抽象的であるとはいえ、ここでの「権力」、「国家」はどのような社会形態にも通じる共通な強制力一般ではない。それは「流通」形態 $W-G-G-W$ に含蓄されているところの、私的所有法則の展開としての等価交換関係と

の関連でとらえられているのである。権力はすでにこの基本原理を内包するものとして措定されているというべきである。近代ブルジョア社会における国家とそれを媒介契機として成立する貨幣制度は、この等価交換の実現との関連で第一義的に規定されねばならないのである。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

「経済的形態すなわち交換が、あらゆる面からみて主体の平等を措定するものとするれば、交換をうながす内容すなわち素材——個人的であるとともにまた物的なそれ——は、自由を措定する。したがって平等と自由とが交換価値に立脚する交換で尊重されるばかりでなく、交換価値の交換が、あらゆる平等、および自由の生産的・実質的基礎である。」(Gr. S. 156. 邦訳Ⅱ、一六四ページ)「貨幣は第一に交換価値の実現であって、発展した貨幣制度にあってはじめて交換価値の制度が実現されたか、またはその逆であるから、貨幣制度は、事実上、この自由と平等の制度の実現でしかありえない。」(Gr. S. 157. 邦訳Ⅱ、一六六ページ)

これらの点は以下の叙述で具体的に検討されなければならない問題をすでにふくんでいるが、まず序論的に指摘しておくこととする。

(25) 前注でのべた鈴木教授らのように、世界貨幣の経済学体系上での位置づけを、「貨幣の資本への転化」を媒介するものとしてだけとらえようとする視角が強く存在する。経済学体系の展開におけるそうした主張では、この「貨幣の資本への転化」を媒介する世界貨幣——その機能は「原始的購買手段」であるが——の段階において、いわゆる「原理論」を「純粹一國資本主義」に限定され、国際関係をたんなる素材補填の關係にすぎないとして捨象される、周知の宇野教授の所説にたいして、「原理論」は「世界市場的」過程のうちに「形成」「成長」「爛熟」の過程をたどる資本主義を歴史的形成立として「模写」することにある(鈴木鴻一郎編『経済学原理論』上、「序論」参照)、とされる所説の展開の起点としての、世界市場の基本的構造が設定される。この所説では経済学体系は、はじめから終りまで、一貫して、「世界市場」的過程」ということになるのであるが、その世界市場の構

造はきわめて特異なものである。いま岩田氏によって若干検討を加えてみればそれは次のとおりである。

商品経済は、「社会的生産」にあっては「外面性」であり、「外的分解作用」を及ぼすものでしかない、したがって「資本主義的生産過程」は、つねに「非資本主義的生産」の分野を残さざるをえない。「資本主義的生産」はこの「商品経済による非商品経済の外的分解作用をその一般的な存立基盤にしており、したがってまたその分解作用が非資本主義的生産を本来の資本主義的産業部門と同質的な資本主義的産業部門として形成することにあるのではなく、むしろこれを商品経済をとおして特殊的に編成することにある。」(岩田弘『世界資本主義——その歴史的展開とマルクス経済学』、一三〇四ページ)。「現実的には」「資本主義的経済過程なるものは、特定の国の特定の資本主義的産業部門をその生産基軸とし」、「それらを国内のおよび国際的にとりまくなかば商品経済的なかば自足的な種々雑多な広範な諸生産を外部から分解しつつある全体としての『世界市場』的過程として以外には実在しない。」(同書、一一七ページ)そしてこのような「特定の資本主義的産業部門」として指摘されるのがイギリス綿工業、次いで鉄工業であり、現実の「世界市場」の構造は、それを基軸として「非資本主義的生産部門」——それは特定の「資本主義国の内部にあるか外部にあるかはどうでもよい」(同書、一四ページ、傍点—引用者)といわれる——が「編成」配置される、というかたちで世界市場の「統一性」が主張される。したがって「統一的な景気の循環過程」。このような構図での世界市場は、いわば原料と製品との相互補填ないしは素材補填の関係でのみとらえられ、世界市場の「循環過程」の「統一性」は、イギリスの基軸産業部門を中心とする循環の外的な拡張という意味で、そういわれているにすぎない。この点、国際関係の把握は、宇野教授と同じ素材補填関係、あるいは資本主義の前提としての世界市場における剰余の交換と外国貿易とする見解と理論的に違いはないのに、どうしてまったく対蹠的な「世界市場的」過程の強調が可能なのか、まず理論的には問題が残るであろう。(この点について、最近の労作で降旗氏は、このような世界市場の構造把握にたいして「『世界資本主義』とは、国際関係をとおして総括された諸資本主義国の総体の別称以外のなものでもない」(降旗節雄「鈴木理論の根本問題——『株式資本』範疇の把握を中心として——」北大『経済学研究』第一四卷第四号、六四ページ)という立場から批判を行なわれている。だが氏にあっては、さきにのべたように「貨幣の資本への転化」を媒介するものとしての世界貨幣の理解については、基本的に同じ立場がとられたままである。この点、国民的貨幣形態——世界貨幣論は、国民経済——世界市場の構造を抽象的側面で提示したものと考える私見からすれば、批判としては一貫性をもたず、不十分なものといわざるをえない。

い)。ともかくも、以上のような所説では、国民経済を内包するものとして成立する近代世界市場の構造の特質が把握されえない。すなわち、貨幣論の段階での国民的諸規定が正当に位置づけられず、したがって世界市場の強調にもかかわらず、その世界市場構造は、一つの特定な国民経済の外延、拡張以上のものでなく、理論的にはその両者の異質性が稀釈化されてしまうのである。

ところで、こうした所説に對蹠的な立場を取られる大島氏は、やはり「貨幣の資本への転化」の視角から世界貨幣の位置づけを問題とされ、その「社会的再生産」視角からすれば、『世界貨幣』の規定が『転化』の理論化にとって基礎的意味を付されているとは必ずしもいえない」(大島雄一「経済学体系と資本主義」——いわゆる宇野理論への一批判、前掲誌、七七ページ)といわれる。「世界貨幣はいうまでもなく、国民貨幣(鑄貨)を、したがっていわば貨幣の国家形態への包括を前提にした概念であろう」。(同論文、七七ページ)世界市場の理論的な措置は、「国家の経済的規定」を媒介としてしかあたえられない。したがって「国民貨幣」——「世界貨幣」の貨幣論段階での措置は、「ブルジョア社会の諸範疇の国家形態への総括を捨象した論理段階で、それを捨象しては現われえない範疇を理論化しているということができよう」。(同論文、七七ページ)このように「国家の経済的規定」とそれを媒介として措置される「世界市場」の具体性と、貨幣論段階の抽象性のギャップを主張され、その結論として、「資本論体系」を「流通滲透視角」にもとづいて構想するばあい、こうした「理論的困難を回避することはできない」、また「逆に」氏自身の「社会的再生産視角」にたてば、「貨幣の機能の理論的規定のうちに世界貨幣を入れることは誤りである」(同論文、七七～八ページ)、といわれるのである。この氏の主張ではたしかに、世界貨幣が貨幣の国民的形態規定を包摂することによってはじめて措置されうということが、国民経済と世界市場との関係によせて正しく示されている。だが氏は、「流通形態」論のいう世界貨幣——世界市場が、前述したように、氏の構想されているものとはまったく異質なものであることを指摘されねばならなかったであろう。それとともに、貨幣論段階で、その抽象性に応じて、貨幣の形態諸規定の措置に必要なきりで、「国民的流通」、「国家」、世界市場が提示され、いわれるところの具体性での国民経済、世界市場の構想が予示される、という面をもつことを考えられれば、世界貨幣の貨幣論からの抹消といった結論には到達されなかったはずである。その意味では世界貨幣、さらには貨幣の諸形態を「貨幣の資本への転化」という視角からだけとらえようとする限界が大島氏のばあいにもあらわれているといふべきであらう。

(26) この論理段階での国家規定は、それを現実に生み出してくる社会的生産過程から切離された「單純流通」 $W-G-W$ に対応する形式性、抽象性であたえられているにすぎない。だからそれは国家の第一段階の規定といふことができる。近代市民法の世界はこの抽象的形式性の段階に属するといえようが、たとえば古典的なブルジョア貨幣立法もこの段階で考えられねばならない。それは個人Ⅱ「權利主体」の形式的平等の保証にだけかわるものである（国家独占資本主義の手段としての貨幣立法、貨幣流通への干渉のばあいは事情が異なってくる）。だが $W-G-G-W$ の完全な展開があらわれるのは、資本の運動としての第二の「流通」形態 $G-W-W-G$ を背後にもつことによってである。さきの段階の規定にとどまるかぎり一般的なものとしてあらわれる権力が、実際にはブルジョア社会を構成する一階級としての資本によって行使され、利潤の源泉を生産過程での剰余価値生産に求める資本の運動の前提条件にはかならないことは、いうまでもない。だがここでは「ブルジョア社会の総括」として具体性で措定される「国家」に先立って思惟の過程で、「流通」の第一の形態 $W-G-G-W$ に対応する国家の第一段階の規定を抽象的に措定しうることをのべておきたい。この点については加古祐二郎氏の次のような叙述が示唆的である。「近代法形態の特質、従って、その基底を $W-G-W$ （原文では $G-W-G$ とあるが、明らかにミス・プリントなので訂正）に求むことは理論的にも全く正しい。しかし……それは飽迄 $G-W-G$ を背後に予定し、換言すれば、現実的歴史的には、この二つの過程の云わば弁証法的な具体的な統一過程を思惟の抽象によって分化し、『叙述の順序』として第二過程を一応捨象してとり上げた意味でのかかる第一の過程において今日の近代法の基底が求められるのである。」（加古祐二郎「近代法の形態性について」、同著『近代法の基礎構造』、一五一ページ）なお一言しておけば、氏のこの論稿での力点はむしろ $W-G-W$ にのみ近代法の基礎を求める見解にたいしてその「形式的抽象性」を暴露するための $G-W-G$ 視角の強調にある。

(27) 本文でのべたことは資本主義社会の自己疎外としての国家の抽象的・形式的側面の論理的展開である。この点、エンゲルスはむしろ歴史的に次のようにのべている。「社会の一定の、ひじょうにひくい発展段階では、生産、分配および生産物の交換という、日々くりかえされる行為を共通の規則のもとに包括し、個人も生産および交換の条件に服させるように配慮する必要が生じる。この規則ははじめは慣習 (Sittē) であるが、まもなく法律になる。法律がうまれるとともに、必然的に、その維持に任ずべき機関——公的権力、国家がうまれる。」（エンゲルス「住宅問題」、大月書店版『マルクスⅡエンゲルス選集』第二二卷上、一七三―四ページ）

(二)

「第三規定」での貨幣の形態規定が、価値尺度、流通手段に対応し、それを「統一」した規定であることを展開したマルクスは、次のようにのべることによって世界貨幣と貨幣の国民的な「特殊な実存形態」の展開へ移っていく。

「流通手段の形態で規定された貨幣は、鑄貨である。鑄貨としては、貨幣はその使用価値そのものを失っている。つまり貨幣の使用価値は、流通手段としての貨幣の規定と一致している。たとえば貨幣は、そのものとしての貨幣として役立つるためには、まず溶かし直されなければならない。貨幣は通用を停止されなければならない。それだから貨幣は、鑄貨においてもやはりただ章標にすぎないのであって、その材料はどうでもよいのである。だが鑄貨としては、貨幣はまたその普遍的性格を失い、国民的・地方的性格を受ける。鑄貨はそれをつくっている物質、金、銅、銀等々に応じて、いろいろの種類の鑄貨にわかれる。鑄貨はある政治的称号をもち、いわばさまざまな国のちがった言葉を話す。最後に同じ国で、鑄貨はさまざまな呼称をもっている、等々。それゆえ、流通から生じ流通に対立して自立するものとしての第三規定での貨幣は、なお鑄貨としての貨幣の性格を否定している。それは金銀に溶かし直されているか、または金銀純分の量目によって評価されているにすぎないかを問わず、ふたたび金と銀としてあらわれる。それはまたふたたび国民的性格を失い、諸国民間の交換手段として、普遍的な交換手段として役立つのであるが、しかしもはや章標としてではなくて、一定量の金銀としてである。」(Gr SS. 137~8 邦訳Ⅰ、一四四～五ページ)

ここでの鑄貨は流通手段の歴史的、現実的な「実存形態」であり、世界貨幣は「第三規定」での貨幣の同じく歴史的・現実的な「もっとも適当な実存様式」(Gr S. 885 邦訳Ⅴ、一〇〇三ページ)にはかならない。この二つの系譜の対応する

關係がまず指摘されねばならないところであり、マルクスの趣旨もそこにあるのであろうが、それと同時に、ここでの国民的形態としての鑄貨、世界貨幣の論理的提示の媒介契機となるのは国家規定——その貨幣流通への「干渉」であることが指摘されうるのであろう。マルクスは『要綱』では貨幣の国民的諸形態と世界貨幣とをたがいに対応せしめて叙述を進めており、別々に取扱ってはいない。だが問題を整理すれば、一つは貨幣の「特殊な」国民的形態が国民的な價格の尺度標準、補助鑄貨、紙幣などへの展開で深められていく過程と、もう一つはそれらを包摂、止揚することで具体的な姿で世界貨幣の実存様式、機能が措定される過程である。

世界貨幣としてあらわれる「第三規定」での貨幣の形態規定そのものはきわめて単純である。「社会的関連の、個別的關係にある個人にたいする、貨幣のかたちでの外面化と独立化は、金と銀において世界鑄貨 (Weltmünze) としてあらわれ出ている」(Gr. S. 880. 邦訳V、九九八ページ)からである。この形態は、資本主義の創生期——「ブルジョア社会の幼年期」——においてあらわるものにも、「もっとも発展した國際的交換制度」(Gr. S. 138. 邦訳I、一四五ページ)のもとであらわれるものにも共通である。だからマルクスは一般的交換手段としての金銀が「交換そのものと同じく、最初は社会的共同体の狭い領域の内部ではなくて、共同体がおわるところ、その境界で、他の共同体と接触するあまり多くない地点であらわれる」、という歴史的事実へ言及した上で、その形態を「こうした貨幣は、商品そのものとして、どこでも富としてのその性格を保持する普遍的商品として措定されてあらわれる。貨幣はこうした形態規定にしたがつて、あらゆる場所ですとしく通用する。このようにして貨幣は、一般的富の物質的代表物なのである」(Gr. S. 881. 邦訳V、九九八ページ Vgl. S. 138. 邦訳I、一四五ページ)と規定する。むしろマルクスは「第三規定」での貨幣の単純な形態規定が歴史的にあらわれる世界貨幣としての現象から抽象されたものであることを強調する。「金と銀とが……一般に貨

幣としてあらわれるのは、まず国際的支払手段および交換手段としてであり、そして金銀の一般的商品としての概念が抽象されるのは、金銀のこの現象からなのである」と(Gr. S. 881. 邦訳V、九九八～九ページ)。したがって貨幣の国民的諸形態、「実存諸形態」の展開は、歴史的には世界貨幣の出現におくられてしかあらわれてこない。「一般に貨幣が形式的に尺度として(尺度単位の確定とこの単位の分割を通じて)受けとる国民的、政治的制限と、そして鑄貨が国家によって現実の金属の代位するかぎりでは、鑄貨においてその内容にまで及びうるような制限とは、貨幣が一般的商品として、世界鑄貨としてあらわれる形態よりは歴史的におくれている。」(Gr. S. 881. 邦訳V、九九九ページ)

以上の叙述はマルクスが世界貨幣の形態をまず歴史的現象のなから、「もっとも発展した国際的交換制度」にも共通な、単純な規定としてとり出してくる過程を示している。ところでわれわれはこの叙述のなから、貨幣の国民的諸形態、「特殊な実存諸形態」といわれるものが、この世界貨幣としてあらわれる貨幣の本源の形態の内包する諸機能の、「国民的流通」での国家の「干渉」を媒介契機とする形態としての、独立化にはかならないことを読みとることができであろう。

そこで、さきに提示しておいたように、まず「貨幣がいわゆる国内流通で、尺度と鑄貨としてとることができる点の特殊化(Partikularisierung)」(Gr. S. 883. 邦訳V、一〇〇〇ページ)の過程をまず検討することにしよう。この点の検討は世界貨幣における一般性、包括性を明らかにするためにも必要な媒介契機である。

すでに明らかにしたように、貨幣の価値尺度としての出現は、商品の交換価値の質的な同一性とそれを前提とした量的比較、通約を可能ならしめる価格の規定性での措定の過程である。この量的規定性は貨幣金属の分量によってあらわされるわけであるから、このことから必然的に金属重量の計算単位が要請されるにいたる。ここに価格の尺度標準とい

う形態規定での貨幣の出現をみるわけであるが、それはまず論理的にも本源的には自然的重量尺度としてあらわれる。この点では貨幣の価値尺度としての規定に関連して措定された。ここでの問題は、まず国家がこのような価格の尺度単位としての貨幣金属の重量単位を確定し、その支配圏に公布することにはじまる「干渉」が、右の本源的な重量尺度から分離した独自の名称をもつ国民的価格の尺度標準を展開させる過程である。この価格尺度標準についての「特殊化」の進行を媒介するのは、流通手段としての形態規定での貨幣にたいする国家による鑄貨形態の賦与にほかならない。鑄貨形態はまた補助貨幣や紙幣などの「国民的流通」の内部でだけあらわれるところの価値章標の現実性での措定の媒介契機である。流通手段についての貨幣の「特殊化」はこの鑄貨形態からはじまるのであるが、この点については、論理的序次にしたがって価格の尺度標準としての貨幣の「特殊化」に続いて論じることとする。

さて、価格の尺度標準の確定と、それにしたがっての鑄貨鑄造とは、商品の価格規定の一元性を保証し、商品交換にさいしてそのたびごとに試金、秤量を行なう煩瑣を省くことによって商品流通を円滑ならしめるための国家の担当する技術的事務にはかならない。たとえば鑄貨形態にかんしてこういわれている。「(1) 鑄貨をとろう、すなわち鑄貨は、最初は金の一定した重量部分にほかならない。スタンプがそれに重量の保証と命名者として加えられるが、まだそれになにも変化はおこらない」と (Gr SS. 881-2 邦訳 V、九九九ページ)。しかしながら、一言しておけば、このような尺度標準の確定と鑄貨形態の賦与とは、自立した国家権力の及ぶ範域を明確に画定するという機能をもつものであるから、これによってすでに自然的に流通し社会圏として内容的にはあたえられていた「国民的流通」ははっきりと一般の商品流通から分離されることになる。歴史上のブルジョア国家の形成、統一に国民的貨幣制度の確立が対応していたことが想起されるであろう。ところで価格の尺度標準およびその「特殊化」については次のようにのべられている。

「(2) 尺度。貨幣の尺度単位とそれらの細分とは、実際には本来金属としての貨幣の重量部分にすぎない。金属は貨幣としては、重量としてと同じ尺度単位をもっている。金および銀としての金銀の尺度の目盛りが、貨幣としての金銀の尺度の目盛りからひきはなされ、こうして金属の一定重量部分が、価値の測定具として通用するかぎりで、こうした機能のために独自の名称を受けるということは、こうした重さの目盛りに対応する刻印された金属片にあって、名目価値が実質価値からひき離されることによって、そうなるのにすぎない」と(Gr. S. 803, 邦訳V、九九九ページ)。

この一節の前半は価格の尺度標準の本源的な形態が金属の自然重量尺度であることをのべたものであるが、後半においては、さきにその「特殊化」、独自の名称をもつ国民的な尺度標準への発展を媒介するものが鑄貨形態であると指摘しておいたことの内容を示唆している。すなわち鑄貨形態の国家による賦与によって、流通手段としての貨幣の品位と重量が保証されるわけであるから、交換にさいしての試金と秤量の手続きは不要となり、いわゆる秤量計算から個数計算への転化が生じる。だがそれと同時に流通にともなう鑄貨の「摩耗」、その実質金属内容の本来の法定金属内容からの分離が自然的に発生してくる。ところがこの分離の進行は、流通手段としての貨幣の形態規定における「消過的な媒介物」であるという規定の独立化という側面の発現にはかならないのであるが、それと貨幣が価値尺度、等価物としてあらわれるばあいの規定とのあいだに矛盾が生じることを意味する。「流通における貨幣の二重規定——消過的な媒介物であるたんなる流通手段として役だつばあいと、そして同時に、それが蓄積され、貨幣としての第三規定に転回するばあいの形態をなす諸価格の実現として役立つばあいとの——は、相互矛盾している。」(Gr. S. 693, 邦訳IV、七七五ページ) 当初法定された価格の尺度標準、たとえば本源的な自然重量尺度から分離した国民的尺度標準の成立——尺度標準における「特殊化」——は、この「矛盾」が現実化したさい、それが経済自身の自生的な運動により解消される、

すなわち貨幣——一般的等価物における諸規定の内的統一が回復されることの結果として生じるものにはかならない。統一の回復の過程が、当初の価格の尺度標準——自然重量尺度——からの尺度標準の「特殊化」、その独自の国民的名称をもったものへの発展をもたらすということに注意されねばならない。ここですでに貨幣の国民的形態の特殊性、世界の貨幣の一般性にたいする関係——その形態的独立化の限界性——が看取されるであろう。この点は価値章標のばあいにより展開されたかたちであらわれてくる。歴史的にみればこうした価格の尺度標準の「特殊化」を促進するもっとも大きな原因は、絶対主義前期までの、国家財政の窮乏化を契機とする鑄貨の悪鑄ないしは輕鑄であったといわねばならないが、以上の展開においては国家は純粹なブルジョア国家として $W-G-G-W$ に含蓄されている等価交換関係に対応しそれを確保するものとして措定されているわけであるから、こうした歴史的過程は一応ここでの論理的考察の範囲外に属することである。それは前期的生産様式から資本主義的生産様式への推転に対応する、国家の財政制度、信用制度との関連で固有に展開さるべき貨幣制度史のテーマとして取扱われることが必要な分野である。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

(28) この価格の尺度標準の「特殊化」についての「諸国家の歴史上に大きな役割を果たした変造」(Gr. S. 676. 邦訳 IV、七四七ページ)の問題は、「貨幣にかんする章」への補遺のかたちで (Gr. S. 147. 邦訳 I、一五五ページに指示)、「資本にかんする章」のなかに一部分はあらわれてきている。編集者によって「価値の尺度および価格の尺度標準としての貨幣。貨幣の尺度単位にかんする諸理論の批判。」という表題を付された箇所 (Gr. S. 675 ff. 邦訳 IV、七四五ページ以下) がまずそれである (その内容は『経済学批判』の第二章 B 貨幣の尺度単位にかんする諸学説で再現されている)。また別の箇所 (Gr. SS. 721~2. 邦訳 IV、八〇一―三ページ) では、金属の本源的重量尺度から——出発点は「鑄造されていない金」をはかる「ポンド」または「マルク」(半ポンド)——どのように中世以来、各国家、領邦での鑄貨鑄造を媒介として、独自の名称をもつ「特殊化」された国民的価格の尺度標準が生成したか、その系譜が辿られている。

(29) 前期的貨幣制度から近代的貨幣制度への推転という視角からみれば、たとえばイギリスでは一七世紀後半、それまで中世的な

いわゆる「雜種貨幣」の状態にあったものの改善への志向がチャールズ二世治下から開始され、一六九六年の「大改鑄」、一七一七年のニュートンの改革というかたちであらわれてくる。この過程において国家が形態としては前期的生産の時代から存続しておりながら、内容において近代ブルジョア国家としての性格を強めてくることがうかがわれる。前期的国家と近代ブルジョア国家との貨幣制度への対処の仕方、貨幣流通への「干渉」の内容は明確に区別されねばならないことであろう（A. Fearganyear, *The Pound Sterling*, 2nd edition, pp. 94~5, 136, 138ff. またさしあたり、拙稿「イングランド銀行の創設と公信用制度」『経済学研究』第二九巻第四号、「イングランド銀行」『資本論講座』5、三三九ページ以下、参照）。

さて、次に流通手段についての貨幣の国民的形態、その「特殊化」の過程についてのべなければならぬ。

流通手段の形態規定の措置は、「流通」が $W-G-G-W$ という形態、すなわち不斷に更新する過程として規定されたことに対応してなされていた。そのばあいの貨幣にとっての「本質的な唯一の規定性は貨幣が流通するばあいの量や数という規定性」であり、「貨幣の物質的存在はどうでもよい」ことであつた（Gr. S. 123. 邦訳Ⅰ、一三九ページ）。したがつてこの流通手段としての形態規定において一定の流通＝社会圏の内部における貨幣の象徴への転化の可能性が措置されていたわけであるが、それはあくまでもまだ可能性であつて現実性での措置ではない。これらの点についてはすでに指摘しておいたところである。この現実性での措置を媒介するのが、鑄貨形態の賦予による国家の「流通」への「干渉」である。鑄貨形態は本来は、いわゆる秤量計算にとまなう手数を省くことによつて商品交換の円滑化をはかるために国家が技術的にとり行なう形態と刻印による金属内容の保証にはかならないことはすでにのべたとおりである。だがそれは「国民的流通」での貨幣の「特殊化」の起点であり、その進行を媒介する契機である。マルクスはさきに引用した鑄貨の右のような本来の規定に続いて次のようにのべている。

「価値の様式 (Facon) すなわち告示」である『スタンプは——価値の章標、象徴を独立化させるが——、流通自身

の機構によって、形態にかわって実体となる。ここに国家の干渉 (Intervention des Staats) がはじまる。なぜならこうした章標は、社会の独立した権力、国家によって保証されなければならないからである。だが実際には、貨幣が流通のうちで役割を演ずるのは、貨幣としてであり、金銀としてである。つまり鑄貨であることは、まず貨幣のたんなる機能なのである。この機能において、貨幣は自己を特殊化する (partikularisiert es sich) のであって、純粋な価値章標にまで自己を昇華することが可能であるが、この価値章標はそのようなものとして、法律上の、そして法律上強制可能な認知 (gesetzlicher und gesetzlich erzwingbarer Anerkennung) を必要とする。」(Gr S.882. 邦訳A、九九九ページ)

このように、「社会の独立した権力、国家」——それはすでに指摘したように国家のもっとも抽象的・形式的な第一段階の規定であった——によって、鑄貨形態の賦与を起点として、「国民的流通」での「特殊化」が現実に行進せしめられることになる。たんなる象徴としての補助鑄貨、紙幣がこの「単純流通」の次元での「特殊化」の究極の到達点である。国家が現実にかうした価値章標の発行者なのであるが、その可能性は「国民的流通」というかたちで一般の商品流通から分離されるところの、特殊な領域の内部での交換過程の発展によってあたえられるものであることは銘記されねばならない。と同時にこの価値章標の段階においては、たんなる鑄貨形態の段階で開始された、「国民的流通」の一般的流通からの分離が完成することも指摘できるであろう。そのような価値章標の流通は、国家の法的強制の及ぶ領域をはっきりと画定するからである。

このようにいうとき、この価値章標にまでいたる「特殊化」の進行は、論理的には国家が貨幣流通にたいする「干渉」者として、さきに規定した等価交換関係に対応しそれを保証する以上の規定性、たとえば等価関係にたいする侵害

者として、価値章標の「流通必要量」をこえるような発行をおこなう、というような具体性であらわれることを必要とはしない。一言しておけば、論理的には「国民的流通」での機能の自立化、「特殊化」が、それを実行可能にする前提条件にはかならない。このようにみてくれば、価値章標の実現を可能にするのは、社会形態のいかに超越した強制一般ではなく、ブルジョア社会に特有な、流通過程の連続性、さらにそれを基礎づける再生産過程の統一性を基胎とする生産者—個人相互間の信認と、その疎外されたものとしての法律的強制との対応関係から成立つものであることは明白であろう。「法律上の、そして法律上強制可能な認知」という、さきの引用文中の言葉はこのことを示している。

『経済学批判』や『資本論』で「強制通用力」といわれるときには、疎外された権力的強制の側面が強調されているという印象をいなめない。だが逆に『資本論』にあらわれている紙幣減価にかんする叙述で前提条件として掲げられている「一般的信用崩壊の危険を別とすれば (von der Gefahr allgemeiner Diskreditierung abgesehen)」(Das Kapital, Bd. I, S. 133. 国民文庫(1)、二二二ページ、岩波文庫(1)、二四〇ページ、傍点—引用者)という言葉などは、客観的通用性の基礎が生産者—個人相互間の信認を条件とすることを示唆しているといえるであろう。⁽³¹⁾

ところで、この価値章標にいたる「特殊化」は、本来的な貨幣—一般的等価物において内的に統一されていた諸規定のうちの流通手段の形態的自立の完成にはかならないのであるから、それにもなって「尺度および等価物としての貨幣」と「流通手段としての貨幣」の「矛盾」はいっそう発展する。この「矛盾」の現実の発現、終熄の自然的過程としての価値章標の「減価」現象、あるいは、等価交換関係の維持者としての規定性であらわれている国家によるこの「矛盾」の回避のためにとられる貨幣制度的措置は、この論理段階で展開されねばならないことである。『要綱』ではこれらの点は「貨幣にかんする章」への「補遺」の個所で取扱われている。⁽³¹⁾

(30) このような生産者個人間の信認と、その疎外され自立したものであるものとしての法的強制との対応関係が「国民的通貨」の客観的通用性の展開のためには必要であるが、そうした規定はもつとも高度な「国民的通貨」としての中央銀行券についていわれる「国民的信用 (Nationalkredit)」(Das Kapital, Bd. III, S. 440. 国民文庫 10)、「一八九ページ、岩波文庫 (4)、一一九ページ、ただし訳書では「国家信用」と訳されてゐる」と「国家信用 (Staatskredit)」(a. a. O., S. 569. 同訳書、三二五ページ)という表現のうちにみることが出来る。いずれもたんなる銀行券の兌換性における私的債務履行という意味での私的信用とは区別されたものであり、価値章標の客観的通用性を基礎づけるものと同じ内容をもつといつてよいが、「国民的信用」のばあいには再生産過程での生産者個人間の信認に力点がおかれているのにたいし、「国家信用」では、自立したものであるものとしての国家権力による媒介という意味が前面に出てゐるといふべき。

(31) これらの問題は「国民的流通」での流通手段としての貨幣の形態的自立化、「特殊化」の限界、規定の問題にはかならない。本位貨についても補助貨、紙幣などの価値章標との対応上言及しておくとするば、それは、「通用最輕量目」規定と、自由鑄造(溶解)および自由輸出入という金本位制度の基本的規定としてあらわれる。いずれも本来的な貨幣一般の等価物における諸規定の内的統一を維持する措置として意味をもつ(これらの詳細については高木幸二郎「貨幣制度」、「講座・信用理論体系」Ⅲ、同著『恐慌・再生産・貨幣制度』所収、「二 鑄造制度」参照)。マルクスは「通用最輕量目」の規定について次のような引用を行なつてゐる。「イギリスの法律によると、ソウリン金貨は〇・七七四グレン以上量目に不足があると、もはや通貨としてつかつてはならない。銀貨についてはそのような法律はない。」(Gr. S. 760. 邦訳Ⅳ、八四九ページ)、このばあい論理的な出発点は本位貨のばあいには「貨幣の変造がただちに露頭するものであること」、これにたいして補助貨のばあいには、「他方その価値がまったく減却されていても、それは傷つけられはしない」(Gr. S. 699. 邦訳Ⅳ、七七四ページ)、という区別であり、それは、さらに、本文中で闡説した「流通における貨幣の二重の規定」——「消過的な媒介物」としての規定と、「貨幣としての第三規定に転回するばあいの形態をなす諸価格の実現として役立つばあい」の規定——にもとづいてゐる。

しかしながら補助貨や紙幣などについても「特殊化」の限界は存在する。補助貨の「流通量法則」とそのための国家による措置が、それにはかならないが、この点については次のとおり展開されている。マルクスは、本位貨と補助貨——価値章標をまったく区別せず「1) 商品の価格は国内にある貨幣の数量に比例する。……3) 商品が増加すれば、それは安くなり、貨幣が増加する

と、商品の価値は騰貴する」(Gr S. 754. 邦訳 IV、八四一ページ)というヒューム・モンテスキューの数量説を念頭においてこのべている。たしかに「貨幣の章のすでにこの個所で量の規定をもちこむことは重要なことであるが、しかし通常の教説とはまったく反対の推論がくだされる。貨幣を置きかえることができるのは、その量がそれが流通させる価格によって規定されるからである。貨幣がそれ自体価値をもっているかぎりでは——補助的流通手段のばあいのように(銀、銅貨などのそれ自体価値物であるものをさす——引用者、その数量はそれがけつして等価物として蓄積されえず、事実上つねに本来の流通手段は副輪としてだけ回転するように、定められていなければならない。しかしそれが本来の流通手段そのものにとつてかわらねばならないかぎりでは、それはまったく価値をもつてはならず、すなわちその価値はその外に存在していなければならない。流通量における変動は取引の量および回数によつて規定されている。」(Gr S. 699. 邦訳 IV、七七五ページ)流通量の変動、規定性についてはより具体的には、「その数量は章標が流通させる諸価格総額をその流通速度で割つたものによつて規定されなければならない」(Gr S. 698. 邦訳 IV、七七三ページ)。

かくて補助貨を価値章標という状態に止めておく、すなわち「自己自身を通じて自己外に存在するものとしての価値を指示している」(Gr S. 698. 邦訳 IV、七七四ページ)ようにしておくためには、それが、「同時に等価物であり、価格を実現し、また自立的価値として蓄積される流通手段とならんで」(Gr S. 698. 邦訳 IV、七七三ページ)流通していること、したがって「一瞬も流通手段であることをやめることなく(それは、持続的に、一部は少量の商品と交換され、一部はたんに現実の流通手段の引換えに役立っている)」(Gr S. 698. 邦訳 IV、七七四ページ、傍点——引用者)ことが必要条件である。ここでいわれている「現実の流通手段」とは本位貨をさしており、したがって「取引の量と回数」によつて変動せしめなければならない補助貨流通量の伸縮のためには、この「現実の流通手段」との転換が自由に行なわれうるいわゆる混合流通が保証されておればよいことになる。それは制度的には補助貨の本位貨との兌換——信用貨幣の私的債務履行としての兌換性とは原理的に異なることに注意——というかたちで事実上ないし法制上の措置として外化されてくる。この点に関連してマルクスはふたたび次のような注目すべき「エコノミスト」からの引用を残している。「また流通貨幣が(銀貨をさしている——引用者、決定されるその本位の幾何量の固定部分を代表するものであらうとも、両者は、その所持者の意志のままに引換えできる (convertible) ということがあつてはじめて、相互の關係割合での一定した、永続的価値をもつことができるのである」(Gr S. 746. 邦訳 IV、八三二ページ)。こ

した規定は、純粋な価値章標としての紙幣のばあいにも同様に妥当する。

(三)

『要綱』での「国民的流通」における貨幣の価格の尺度標準、流通手段としての形態規定における「特殊化」の論理的過程の説明は以上のとおりである。そこでは特殊な国民的形態が単純な規定性で措定され、そしてそれらの本来的な貨幣——一般的等価物との「矛盾」が論じられているに止まるのであって、この「矛盾」を現実化する動因ないし契機はまだあたえられていない。それは資本の運動形態の総体として国民経済の範疇が具体的に措定され、その「総括」としての具体性で国家が措定される段階においてしかあたえられないものである。したがって世界貨幣の貨幣の国民的形態を止揚する包括性もその単純な規定性を越えるものではない。この点は、「第三規定」での貨幣の「もっとも適当な実存様式」として世界貨幣をとらえるばあいに、「ブルジョア社会の幼年期」にあらわれる現象が取りあげられたことにもあらわれていた。単純な「第三規定」での貨幣としての形態規定という点で世界貨幣をとらえるかぎりでは発展した資本主義諸国のあいだの「国際的交換制度」のもとであらわれるものと共通である。だがこのことをもって世界貨幣を歴史的な原始的購買手段といった規定に倣小化してしまうことはできない。

世界貨幣としては、貨幣は「一般的富の物質的な代表物」であり、そのようなものとして「国際的交換手段および支払手段として役立つ」(Gr. S. 881. 邦訳V、九九八ページ)という機能をもつ。いまやこうした世界貨幣の機能規定を媒介として世界貨幣の一般性、包括性を示さなければならぬ。マルクスはそれらについて若干の示唆をあたえている。この点を検討しておこう。

「こうした性格では、金と銀とは世界市場の創造に重要な役割を「はたしている」……近代の開始以来、一面ではアメリカとヨーロッパのあいだの、他面ではアジアとの金属による紐帯。原始的社会にあっては、金銀をもってするこうした取引は、ただ付随的におこなわれ、交換全体と同様剰余に関係するだけである。だが発展した商業では、全生産等と本質的に関連する一契機として措定されている。それはもや剰余の交換のためではなく、国際的商品交換の総過程における差引残高の清算としてあらわれる。いまや貨幣はせいぜい世界鑄貨として鑄貨であるにすぎない。だがそのようなものとしては、貨幣は流通手段としての貨幣の形態規定にたいして本質的に無関心であり、貨幣の材料がすべてとなっているのである。」(Gr. S. 138. 邦訳Ⅰ、一四五～六ページ、Vgl. S. 883. 邦訳Ⅴ、一〇〇〇ページ)

その「第三規定」での貨幣の単純な形態規定においては共通でありながら、「原始的社会」のあいだの、たんなる「剰余」にだけ関係するばあいとは異なった、資本主義諸国間の「発展した国際的交換制度」にあらわれる世界貨幣の機能について言及されている。さきに「第三規定」での貨幣そのものの措定のさいに「流通」は社会的総生産過程の「特殊な契機」として高次の規定性で想定されたのであったが、ここでは対外商業が「全生産」、つまり国民経済としてあらわれる社会的総生産過程の必然的な「契機」となっている発展段階が想定されるにいたっている。しかしながらそのことは「国民的流通」のように直接に $W - G - G - W$ という形態に示される商品の形態転換の連鎖が、生産過程の連続性の表面化として成立することを意味するものではない。「世界鑄貨としてのこうした規定での金や銀は、本来の鑄貨のように、必然的に循環運動(Zirkelbewegung)を描かない……」(Gr. S. 879. 邦訳Ⅴ、九九六ページ)。ところが、対外商業が一国の総生産過程の必然的「契機」として措定されるとすれば、世界市場流通の継続性が「国民的流通」、そこでの商品の形態転換を媒介として可能ならしめられることによって、直接的には $W - G, G - W$ は分離してしかあ

らられないにもかかわらず、「一面的に一方が買手として、他方が売手としてたがいに関係しあうのを続けていくことが出来る……」(Gr. S. 879. 邦訳 V、九九六ページ)。ここに一国での直接的な「社会的物質代謝」(Gr. S. 880. 邦訳 V、九九七ページ)とは区別されるところの、しかしそれを媒介規定として間接的に成立する世界市場での物質代謝の連続性、世界市場の包括性が予示されているのを見ることが出来るであろう。このようにみると、「発展した国際的交換制度」のもとの世界貨幣の機能が、「国民的流通」を媒介する一般的交換手段——国際的購買手段、支払手段——として指定され、その発展が、継続される国際取引——まず輸出入——の結果としてあらわれる「差引残高の清算」のための、国際的支払手段においてあらわれることも明らかとなる。マルクスが「世界、鑄貨」と『要綱』でよぶのはこうした段階での貨幣についてである。それはたんなる原始的購買手段ではない。そうした機能での出現はこのばあいには除かれている。前者はのちに世界貨幣の「もう一つの国民的流通領域のあいだをいったりきたりする特殊な諸運動」(Zitiert, S. 162. 国民文庫、一八八ページ、また Das Kapital, Bd. III, S. 162. 国民文庫 40、三九八ページ、岩波文庫 41、三九六ページ、参照)と規定されるにいたるものである。したがってそれは金銀の原産地、すなわち「それが直接の生産物であり、労働の特殊な対象化である国々」からの他の諸国への一方的な流出による配分という「一般的運動」とも区別されねばならない。このばあい「金銀は、それが特殊な商品として、ならんで存在している他の諸商品にたいして、それにふくまれている労働時間に比例して、まず直接に交換されなければならない。」(Gr. S. 883. 邦訳 V、一〇〇一ページ)この一方的運動で金銀は各「国民的流通」にはいるさいの交換価値を確定されるのである。

このように論を進めるとき、世界貨幣としての貨幣の形態が包摂するところの内容を豊富化することが残された問題である。しかし、この点についてマルクスは次のようにいう。「われわれはここでは、貨幣をただその抽象的な形態諸

規定でとらえなければならない。貴金属の世界市場への配分を規制する法則は、ここでお問題となっていないもっとも具体的な形態での経済諸関係を前提している」と(Gr. S. 880. 邦訳V、九九七ページ)。あるいはまたさきのべたような対外商業の一国の総生産過程にとつての必然的「契機」となることの想定に立脚して、「国内商業」の「外国貿易」への依存、そして「国外流通」の「国内流通」による制約、包括という相互制約関係が示唆されるのであるが、そのさいこうもいわれている。「国外流通が国内流通によって制約され、包括されるほど、ますます世界鑄貨そのものが流通(回転)にはいりこむ。このいっそう高度な関係はここではまだわれわれに何の関係もなく、ここで考察している単純な関係のなかにはまだ存在していない」と(Gr. S. 140. 邦訳I、一四七～八ページ、Vol. S. 872. 邦訳V、九八八ページ)きわめて暗示的な言廻しであるが、問題が「国内流通」——その基底にある国民経済——の運動を動因とする諸国間における世界貨幣の「回転」運動の動態的展開にあることと、形態規定の措定だけを取扱うこの抽象的論理次元ではそうした問題へ具体的に上向する媒介環となる経済諸関係がまだ欠けていることがいわれていると解すべきであろう。マルクスのこれらの言葉ではこの制限の提示が直接の目的である。銀行主義などにみられる抽象的範疇と具体的範疇の世界貨幣段階での混同、取り違えを回避するためである(Gr. S. 752ff. 邦訳IV、八四三ページ以下に具体的にのべられている)。だがこうした論理的序次を踏まえて考察を進めるとすれば、世界貨幣の運動を規定する基本的要因は、国民経済を形成する資本の運動によって措定される国民的生産力の世界市場における相対的位置づけにはかならない。だがそれは直接に比較されるものではなく、まず商品輸出入の規制要因としての諸商品の価格規定を媒介とし、それを透過することによって間接的に比較され、国際収支のもっとも基本的要素たる貿易収支に外的にあらわれてくる。さらに具体的段階に属することであるが——すなわち国民経済における右の産業資本としての資本の規定を起点として、利子つき資本とし

ての資本の規定性の指定を媒介環としてはじめていいうるところの——国民的利子率を媒介としてその運動を規定される「貨幣が資本としてはたし、一般的商品ないし一般的等価物としてはたすのではないところの貨幣」(Gr. S. 806. 邦訳V、九九七ページ)の運動の集約的あらわれとしての資本收支の運動が、つけ加えられなければならない。さらにこれから構成される国際收支の項目は、世界市場での産業循環の各国民経済での発現のズレによって変化することなど、きわめて高次の経済諸関係によって制約されるものであり、そしてこれらのいっさいの關係の外的總括的表現として、世界貨幣の運動は指定されるのである。⁽³³⁾ マルクスが世界貨幣を「單純流通」の次元で問題にするとき、必要であったのは、このような外化された諸運動分析の出発点としての單純な形態規定そのものにほかならなかったのである。

ところで、さきにふれた「国内商業」の「外国貿易」への依存——相互制約關係の一方の規定——をのべるとき次のようにいわれている。鑄貨形態がたんに貨幣にたいする「様式」の賦与にほかならないことに言及したあと、「国内商業においてすら貨幣は一時的価値、地域的な価値をもっているにすぎない。……国内商業が外国貿易に依存すればするほど、こうした様式の価値もまたますます消失する」と(Gr. S. 140. 邦訳I、一四七ページ)。この一節は、「国民的流通」として画定される特殊な領域の内部での国家規定を媒介契機としての貨幣の国民的形態の展開が、まさに世界貨幣に示される一般性にたいする「特殊化」にはかならず、その限界の存することを示唆したものである。いま媒介的経済關係を一応措くとすれば、ブルジョア社会での生産の發展は一方ではこの「特殊化」の進行を促進し、その究極の形態は具体的には中央銀行信用貨幣に見いだすことができる。だがそれは他方におけるこの貨幣の国民的形態の世界貨幣への依存、被制約關係の増大をもたらずものにほかならない。したがって右の示唆は、發展した国民的貨幣制度への接近の方法を示すものとしてきわめて重要なものと考えられる。⁽³⁴⁾ だがそれらの問題へ上向していくためには、世界貨幣の機能

との関係で展開される国民的貨幣蓄蔵、また支払手段といった諸規定にはじまるいくたの媒介環の指定が必要である。ここでは指摘するに止めておく。ともかくも世界貨幣の単純な形態規定、およびその機能の展開のうちにマルクスが、「ブルジョア生産の内部的仕組み」、ブルジョア社会の「国家における総括」——「国際関係」——「世界市場」という経済学体系の予示を行なっていることはや明白であろう。「この世界市場の篇では、生産は全体性として措定され、またその諸契機のいずれもが同様に措定されている。だが同時にそこではすべての矛盾が過程に登場する。世界市場はこのばあいまでも同様に全体的前提をなし、その担い手を示す。」(Gr. S. 139, 邦訳Ⅰ、一四六ページ)プランの提示につづいてこうした言葉をマルクスは世界貨幣の展開のさいに挿入していたことが想起されねばならない。

(32) 高木幸二郎『貨幣——その理論と歴史』、一〇七ページ参照。

(33) こうした世界貨幣の運動を展開した個所としては『資本論』第三卷第五篇第三章「貴金屬と為替相場」、とくに第一節「金準備の運動」での叙述をあげることができ(『Das Kapital, Bd. III, S. 612ff. 国民文庫(10)、三九七ページ、岩波文庫(4)、三九五ページ、以下)。本文でのべた点については拙稿「利子と利子率」『金融論講座』Ⅰ、九二ページ以下、のなかで若干闡説しておいた。また大島雄一『価格と資本の理論』、一八二ページ参照。

(34) いまこうした貨幣の国民的形態の世界貨幣への依存、被制約関係をもっとも発展した国民的貨幣制度としての中央銀行制度の段階で示したものの一例として次のようなものをあげることができよう。「現実の貨幣はつねに世界市場貨幣であり、そして用貨幣はつねに世界市場貨幣にもとづいてゐる。」(Das Kapital, Bd. III, S. 583, 国民文庫(10)、三四九ページ、岩波文庫(4)、三八四ページ)前掲拙稿「イングラント銀行」では、資本主義的生産の発展にともなう「国民的流通」での「特殊化」の進行と、その形態の世界貨幣への依存、被制約関係という二面的視角から中央銀行制度をとらえる、という立場を提示しておいた(三四一ページ以下参照)。だがその経済学体系に即しての論理的展開については改めて別稿をまたなければならぬ。

——未完——